

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和6年10月8日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

- 日程第 1 ※一般質問  
※専決処分
- 日程第 2 議第63号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について  
※一般議案
- 日程第 3 議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 4 議第65号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議第66号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議第67号 令和6年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議第68号 令和6年度遊佐町下水道事業会計補正予算(第1号)  
※事件案件
- 日程第 8 議第75号 令和5年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 9 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊 佐 亮 太 君	2番	伊 原 ひ と み 君
3番	駒 井 江 美 子 君	4番	今 野 博 義 君
5番	渋 谷 敏 君	6番	本 間 知 広 君
7番	那 須 正 幸 君	8番	佐 藤 俊 太 郎 君
9番	菅 原 和 幸 君	10番	土 門 治 明 君
11番	斎 藤 弥 志 夫 君	12番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	伊 藤 治 樹 君
教 育 長	土 門 敦 君	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	荒 木 茂 君
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 委 員	小 林 栄 一 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土 門 良 則 議事係長 船 越 早 苗 主 任 伊 藤 歩 美

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員の皆様も全員出席しておりますので、ご報告申し上げます。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） おはようございます。第575回定例会一般質問に当たり、私から質問をさせていた

だきます。

まずは、本年7月25日に発生しました豪雨災害におきまして、約2か月半が過ぎました。これまで復旧に向けてご尽力をいただきました町長をはじめ、執行部の皆様、役場の職員の皆様、心より感謝を申し上げます。いよいよ被害の査定期間に入りまして、本格的な復旧はこれからということは理解をしております。早期の復旧に向けまして、今後ともご尽力いただけますよう心よりお願いを申し上げます。

では、通告に従いまして、私からは2つの質問をさせていただきます。1つ目は、指定管理料と業務委託料です。年々増加傾向である指定管理料ですが、令和8年に開設予定の新道の駅指定管理料も含めると、かなりの大幅な増額が想定されます。指定管理につきましては、遊佐町公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例に基づき進められているものと理解をいたしております。令和6年3月定例会におきまして、遊佐町総合交流促進施設ほか6件の指定管理者指定のための議案が上程され、可決されたところがあります。期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、その後令和6年7月10日開催されました全員協議会におきまして、指定管理者の事業報告書が提出をされました。事業報告、いわゆる決算については報告義務のみであり、質問事項については回答の義務はないが、これまでも説明していた現状を踏まえまして、書面にて提出いただくことにより、可能な限り対応するとのご説明でした。このことから、私は議会事務局を通じまして、7月16日付、質問書を提出させていただきましたが、一般質問通告書提出期限の段階までにはご回答をいただけていない状況でした。提出しました質問は、町に対しての質問と町が株主として遊佐町総合交流促進施設株式会社に対しまして確認しておいていただきたいこと、いわゆる町が指定管理者に指定するに当たり、精査していただきたいことに分けまして、合計7つの質問を行いました。一部におきましては、先週回答をいただいたところです。提出いたしました指定管理委託料に関連する町に対しての質問を改めてお聞きをいたします。

これまでの手続でご理解いただけますように、指定管理者指定の議決の段階では、直近の事業報告、決算報告が示されていない中での議決となります。地方自治法第244条の2第6項で定められていますとおり、議会で決議するに当たっては重要な判断材料になると考えます。また、決議のタイミングにおきましても、議案の上程が協定開始期間直前の3月であることにも疑問を感じております。地方自治法で議会の議決を経なければならないとされている以上、指定管理者の指定に関しましては、状況によっては否決される可能性もあると理解をしますが、議決は可決されるものとの前提での日程に疑問を感じています。どんどん増えていく指定管理料、付随して増加する業務委託料、物価高騰やコロナ禍とはいえ、拠出される多額の補助金、これらの状況を踏まえ、議会の決議も行われるものとの考えから、協定終了期間前年での余裕を持った上程も必要であると考えます。

また、同様に増加傾向にあるのが業務委託料です。指定管理につきましては、地方自治法や遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例により、議会の決議を要件とし、議会のチェックが機能していると考えております。しかしながら、業務委託料につきましては、事業者選定方法や委託料算定手続において議会のチェックが届きにくく、町として競争入札、随意契約を含め、透明性、公平性をどのように確保しているのかをお聞きいたします。

2つ目といたしまして、新道の駅整備計画についてです。令和6年9月18日開催、新道の駅整備に係る調査特別委員会におきまして中間報告が行われました。基本設計期間が令和6年9月27日に延長されたこ

とから、概略の説明ではございましたが、町のホームページで公開されております概算事業費29億7,000万円を大幅に超える可能性について言及がございました。今日現在基本設計期間が終了していることと思われれます。現段階での概算事業費につきましてお聞きをいたします。

また、財源につきましてどのようにお考えか併せてお聞きをいたします。建築資材の高騰など、昨今の経済情勢によりまして、当初の見込みより増額していることに対しましては理解できなくもないですが、一例といたしましてまちづくりセンターの移転に関しましては、予算を超えることがないようにと設備の変更、面積の変更、配置を変えたりと図面は七、八枚程度の提示となったのでしょうか。予算内での執行に尽力なされたはずで。新道の駅整備に関しまして、同じように精査、検討された結果であるのかをお聞きいたします。町の財政は厳しいとよく発言をされますが、今後の事業費圧縮の可能性、もしくは県、国の補助金の増額の可能性も含めてお聞きをいたします。

以上、通告に従いまして、私の壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） おはようございます。ただいま4番、今野議員からの質問に答弁させていただきたいと思っております。

議員ご質問の直近の事業報告が示されていない中での協定期間満了直前の議決提案についてでございますが、遊佐町ではこれまでも指定管理者の選定におきましては、3月定例会にお諮りするということを通例とさせていただいて行っております。選定に当たりましては、指定管理期間中に施設運営に際しまして、不適当と判断されない限り、遊佐町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、指定管理候補者の選定の特例、第1項第1号、当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるときを適用させていただいており、現指定管理者である遊佐町総合交流促進施設株式会社を予定とさせていただいております。

また、過去の実績及び現年実績や次期の事業計画を基に双方協議の上、次期指定管理委託料を決定させていただいており、少しでも現年実績の見える化を図り、半期決算後の10月から11月にかけて協議を行わせていただき、次年度当初予算に反映させていただいております。その後施設ごとに指定管理者選定委員会を開かせていただき、その結果、審査基準を満たすと判断されれば、指定管理者候補として選定されるという段取りになっております。

この時点では、あくまでも候補者ですので、地方自治法第244条の2第6項、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」、こちらの規定により遊佐町議会の議決が必要となっております。議案上程までこのような経過を経ることが必要であることから、3月定例会のお諮りとさせていただいております。議案の上程時期につきましては、議員のこのたびの様々なご配慮、ご提案を基に今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

なお、今後増加すると推測される指定管理料につきましては、検討が必要になってくると考えております。指定管理者は、町に代わって施設の管理運営を代行する立場にあり、その施設ごとに設置目的や町民の皆様の福祉に関する様々な福祉も供用する施設としての公益性によりまして、利用料金の設定や施設設備の機能性においてもおのずと経営の自由度が制約されてしまう中で、我が町や関係機関、団体様との事

業連携に基づき、地域貢献策の充実にも努めなければなりません。町としてもこれらを踏まえた上で、その施設の重要性や町への貢献性、それらを、今様々な時代の流れがございますので、再度見詰め直し、指定管理者と共に施設のより有効的な活用を模索してまいりたいと思っております。

続きまして、業務委託契約における入札及び随意契約につきましては、遊佐町の規定についてお答えさせていただきます。地方公共団体の契約の締結につきましては、地方自治法第234条第1項におきまして、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結すると定められております。このうち遊佐町の一般競争入札につきましては、遊佐町条件付一般競争入札施行実施要綱第2条第1項におきまして、設計金額が500万円以上の土木一式工事及び建築一式工事を対象としており、業務委託契約は指名競争入札と随意契約による契約となっております。さらに、原則入札による契約ではございますが、地方自治法第167条の2におきましては、業務委託契約であれば、予定価格50万円以下のときには、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することが不利と認められたときなどの要件に該当する場合は随意契約により契約できると定めております。

次に、発注先事業者選定方式についてお答えさせていただきます。入札による契約の場合は、遊佐町建設工事等請負業者選定要綱第2条、第3条、第4条及び第5条に基づき、町指名業者選定審査会が入札参加登録簿に登録の業者から履行適格性、技術適格性、これまでの実績などの要件を考慮し、選定させていただいております。随意契約もこの要件を準用して選定し、契約決裁者の決裁により決定させていただいております。委託料の算定につきましては、指名競争入札、随意契約いずれの場合も遊佐町契約に関する規則第22条及び第23条に基づき、原則複数事業者様から見積書を頂いて設定させていただいております。

長くなりましたが、以上のとおり、遊佐町の業務委託契約の締結に当たりましては、法的根拠に基づきながら丁寧に手続を経て、透明性や公平性や貢献性を考えながら、確保しながら、そちらを行っていると考えております。また、議員ご指摘のとおり、業務委託につきましては増加傾向にあります。これは、事務の効率化と業務の多様化、専門的知識や技術が必要な業務の増加に対応するためにどうしても件数が増えていることや、金額的にも物価高騰、人件費高騰により増額となっていることが原因となっていることをこちらでお伝えさせていただきたいと思っております。

続きまして、2つ目のご質問でございました遊佐町パーキングエリア、新道の駅整備事業についてお答えさせていただきます。昨年度指定管理候補者として共同企業体ジオ鳥海パートナーズグループを、また建設基本設計者の方を株式会社羽田設計事務所を選定させていただき、昨年12月より建築基本設計業務をスタートさせていただいております。この間町民ワークショップを計3回開催させていただき、町民の皆様にとって魅力あふれる希望ある道の駅の建設を目指し、計画を進めてまいりました。現段階で建築基本設計を取りまとめましたところ、令和4年12月に策定しました遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備計画でお示しさせていただいた概算事業費を上回る内容となっております。その要因といたしましては、魅力ある道の駅にすべく施設機能の規模が増してしまったこと、また昨今の経済情勢の動きによる建設費の資材価格の物価上昇によることと、こちらのもとと分析させていただいております。

事業に係る建設財源といたしましては、次の3点を挙げさせていただきたいと思っております。1つ目、来年度からの採択を予定する国庫補助事業。2つ目、国土交通省酒田河川国道事務所との道の駅一体型整備事業負担金。そして、令和元年度に造成しましたパーキングエリアタウン整備基金などを活用する想定では

おりますが、遊佐町財政に対する建設事業コスト増の影響は決して小さくないと認識しております。これまで建設地の様々な材料を河川掘削土を受け入れて活用することなど、事業コストの削減には必死で取り組んでまいりましたが、実施設計に移行した後も事業費圧縮の検討は必ず必要なものと考えて、会議を繰り返し、繰り返しこれからもやっていきたいと思っております。

魅力ある道の駅、希望ある道の駅の建設を目指すことはもちろんでございますが、大事な部分はしっかりと整備をしていき、一方で抑えられるコスト、抑えられる部分はなるべく圧縮し抑える、そのように設計を進めてまいりたいと考えております。

以上で壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ただいまは答弁ありがとうございました。それでは、私からはまず最初に遊佐町総合交流促進施設株式会社の決算についてをお聞きいたします。

指定管理料は、施設ごとに定められておりまして、3月定例会におきましても指定は合計7か所の案件ということで上程をされております。これに対しまして、指定管理者は1者ということになっております。今回提示されました決算書におきましては、遊佐町総合交流促進施設株式会社の決算書の内訳の中には、事業部ごとに分かれて計画は載っております。しかしながら、適切に指定管理料が使用されているかどうかの事業部ごとの決算内容が表示されておられません。こちらにつきましては、非常に事業部ごとの管理が適切になされているのかの確認のためには必須であると私自身は考えているのですが、何度もお願いを申し上げますが、今現在も事業部ごとの決算書につきましては開示いただけていない状況にあります。これはどういった理由に基づくものなのですか。企画課長にお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまのご質問は、遊佐町総合交流促進施設株式会社の決算の内容といたしまししょうか、詳細の部分のお話になってくるかと思えますけれども、事業部ごとの決算書の開示ということでのお話でございました。私は、過去の経過は、すみません、存じ上げていないのですけれども、改めまして事業部ごとの決算書の開示についてどう考えるのかといったところをやり取りはさせていただきました。結果をお伝えいたしますと、内容を精査するためにはそういったものはどうしても必要だろうということでの判断でございますので、今回のそういったご要望には沿えるように提示をさせていただければと思っている次第でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 今後開示いただけるということで理解をさせていただきました。先ほどの、今度は選定に当たりましてということになりますけれども、選定に当たりましては不相当と判断されない限り、条例第5条、施設の性格、規模、機能により公募することが適さないと認められるときという項目に該当させまして、継続というお話がございました。今申し上げましたとおり、私どものほうに開示されている決算書につきましては、法人全体の決算書ということになっております。私の手元のほうにも計画書もございまして、少し計画のほうからお話をさせていただきます。令和5年度の事業計画、これ部署ご

とに出ておるわけですが、指定管理料と委託料の計画としまして6,600万円の計上になっております。次、令和6年度、今進行期ということになるのだと思うのですが、こちらの指定管理料、委託料につきましては9,000万円ほどの計上ということで、ここで3,000万円弱ほどの金額が大幅に上がっているということになります。こちらにつきましては、株式会社のほうでご提示いただきました決算書の中に計画として載っているものであることは申し添えさせていただきますが、これはあくまでも指定管理料と委託料のみということで、営業外収入に当たります補助金については計上されていないということになります。このように毎年毎年指定管理料、委託料が増えてきているということになりますが、これが例えばどんどん増えて、現在の1.5倍、2倍というふうになったときにも不相当と判断しないのかどうかということにつきましても非常に疑問に思っております。

内訳を確認させていただきますと、それぞれの施設の管理につきましては、遊佐町総合交流促進施設株式会社におかれましては、各事業部ごとに管理をされているようです。第1事業部につきましては、ふらっと、それからサンセット十六羅漢、こちらの指定管理ということになっているようです。ちなみに、内訳からですと、こちら第1事業部の指定管理料、令和5年度の事業計画におきましては440万円の計上、令和6年度につきましては590万円の計上と、それぞれ申し上げはしませんけれども、第2事業部、遊樂里におきましては令和5年度1,800万円の計上、令和6年度同じく1,800万円の計上と、このように部署ごとに分かれて管理をされているというふうに判断をさせていただきます。ふらっととサンセット十六羅漢の指定管理料につきましては、例えばふらっとの規模から考えますと、委託費600万円ぐらいの計上ということではあるのですが、規模的に非常に何か小さいのかなというふうに私自身は判断をしますが、こちらの指定管理料の金額につきましては、町のほうも合意をして金額を定めたというご答弁があったというふうに理解をしておりますが、その点につきましては間違いないでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

こちらの指定管理委託料についてでございますけれども、先ほどの町長答弁の中にもございましたが、過去の実績を踏まえながら、将来的な計画といいたいでしょうか、計画を示して、株式会社のほうからお示しをいただきまして、その中で必要と思われる指定管理料を提示をいただいております。それを基にしまして協議をさせていただいて、町としての判断で適切であろうという判断をさせていただいての決定でございますので、全てにおいてはそのような流れで決定をさせていただいております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。そうしますと、壇上でも申し上げさせていただきましたが、令和8年度に関しましては新道の駅が開設されるということで、先ほど町長のご答弁の中にもございました。指定管理予定者は既に決まっておりますので、指定管理料につきましては増額になるというふうに判断はさせていただきます。現在まだ確定していないということではあるかとは思いますが、こちらの現在遊佐町総合交流促進施設株式会社にお支払いをしております指定管理料のうち、先ほど申し上げました道の駅ふらっと、現在の道の駅ということになりますけれども、こちらに指定管理料として計上されているものが大体600万円ぐらいということになるかと思っております。そうしますと、最終的な実績についま

しては後ほど開示をいただけるということですので、精査はさせていただきますが、道の駅ふらっとが新道の駅のほうに移管されたと仮定した場合、こちらの遊佐町総合交流促進施設株式会社に対しましての減額される指定管理料は、このふらっとに当てはめられています600万円が減額になるのかなというふうに考えておりますが、増額の部分、減額の部分と考えますと、非常に指定管理料の増額になるのかなというふうな形で懸念をしております。

また、先ほどから申し上げていますが、事業部ごとの決算書、開示をされたことによりまして確認はさせていただきますが、こちらの総合交流促進施設株式会社事業計画から申し上げますと、令和6年度の収支計画書、それぞれの部門でそれぞれの利益を計上されておりますが、率直なところ、第1事業部のふらっと、ここに計上されている収益が非常に大きなものとなっております。これは、指定管理料だけの問題ではなく、ふらっとが新道の駅に移管された後、ここの現在のふらっとの収益の部分、金額については詳しくは申し上げません。あくまでも計画ということで載せていただいているものですので、数千万円の利益を計上しておりますが、この利益があることによって遊佐町総合交流促進施設株式会社全体としては黒字がぎりぎり確保されているものというふうに判断をしております。今後令和8年度に新道の駅開設された後につきましては、こちらの指定管理料、業務委託料につきましては、町の考えとしてはどのように考えているのか、その部分につきましてお聞きをしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

令和9年の初頭、新道の駅に移転といいましょうか、新道の駅のオープンと、それを目的といたしまして今作業を進めておりますけれども、道の駅鳥海ふらっとを遊佐鳥海インターチェンジの隣接地に移転させる計画、こちらを鋭意進めておりますけれども、移転後の既存施設、現在の建物ですとか、駐車場とかトイレ、そういったもの残るわけですけれども、そちらのほうの活用とか、移転後の後継機能の検討が必要であるといったことは認識しております。今後総合交流促進施設株式会社と意見交換をしていかなければならないなということでは思っておるところでございますけれども、併せて指定管理委託料、こちらにつきましてもこの利活用協議の中での議題となると思っておりますので、現時点ではどのような形に持っていけばいいかといったような見解等は現時点では持ち合わせておらないというのが実態でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。令和9年度の初頭というお話ではございましたが、令和9年度というと本当にあつという間です。これは、ゆっくり構えているということではなく、道の駅を建設する予定で事業が進んでいる以上、早め早めに話し合いをしていただきまして、少なくとも町民からの持ち出しが増えるような形にならないよう、しっかりとした検討を進めていただきたいということを申し上げます。

続きまして、同じく増加している金額につきましては業務委託料がでございます。先ほど町長答弁の中に、業務委託料の中に随意契約ということでの説明がございました。確かに建設事業者に関しましては、先ほど答弁の中にもございましたけれども、建設事業者の中の特に発注先事業者選定方式ということで、入札に関しましては、町内の町指名業者選定審査会が入札参加登録簿に登録の業者から選びますよというふう

なお話がありました。私今回この業務委託料について一般質問をさせていただきましたのは、ハード面ということではなく、ソフトの面、いわゆる役務の提供、そういったものに関しましての規定について詳しくお聞きしたいということでお話を申し上げたところでございます。先ほどの答弁書の中には、随意契約もこの要件を準用して選定しということでしたが、こちらにつきましては総務課にお聞きします。この入札参加登録簿というものは、建設業者に関しましては入札の届出であったりとか、建設業者の届出、こういった資格要件ももちろんございますので、理解はしておるのですが、こういったソフト面に関しましての業務委託に関しましては同じような名簿、登録、そういったものがあるのでしょうか、ないのでしょうか。お聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今議員ご質問の入札参加登録簿の登録については、ソフト面についても同様にこれを準用するような形で、ソフト面についても登録簿でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。そうすると、ソフト面につきましても名簿があるということでお話を伺いましたけれども、例えば建設事業者の場合ですと、入札であったりとか、例えば建設業の登録であったりとか、ソフト面についての登録するための条件、こういったものが要件になっているのかをお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 入札参加登録簿の登録につきましては、同じように履行の適格性、技術的適性、これまでの実績なども考慮し、その分も含めて、あと指名業者選定審査会の関係で入札参加登録簿で決められているわけなのですけれども、その中で同様にソフト面も同じ基準で登録されているものと理解しております。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。そうしますと、一例を挙げさせていただきたいと思えます。例えば昨日の1番議員の質問の中に、遊佐高魅力化事業の業務委託料あったと思えます。総額につきましては、昨日お話がございましたので、ここで省略はさせていただきますが、その中の業務委託料につきましては2社1個人と契約をしているというふうにお話があったと思えます。その中の個人につきましては、特定されるというおそれもありますので、2社ということをお話をさせていただきますが、A社、業務委託料、令和4年267万円、令和5年368万円、令和6年度の予算421万円、順当に増額になっております。B社、令和4年ゼロ円、令和5年288万円、令和6年の予算額243万円と、こういったことでこの遊佐高魅力化事業につきましては業務委託でございますけれども、こちらにつきましては契約は入札でしょうか、公募でしょうか、それとも随意契約でしょうか。お聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

遊佐高校魅力化に関わる業務委託契約でありますけれども、今お尋ねいただきましたものに関しましては、随意契約ということで結ばさせていただいております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。先ほどの町長答弁の中にもございましたが、随意要件の中にはいろいろと要件がございまして、地方自治法施行規則第167条の2、こちらに随意契約できる場合の条件というのが9つほど計上されております。1つ目としましては、先ほどもお話がございました。遊佐町では50万円以下ということなのですけれども、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないとき、これは遊佐町の場合は50万円ということで理解はしております。

2つ目として、不動産の買入れ、または借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品等の製造、修理、加工、納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約、こちらにつきまして、その性質、目的が競争入札に適しないものをするとき、恐らくこの2つ目の条項に該当させているのではないのかなというふうに私自身は判断をしております。そのほかには、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することが不利と認められるとき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき、このように9つの条件が限定列挙されているというふうに私自身は理解をしております。

先ほどの2社におきましては、所管は企画課ということで遊佐高魅力化事業ということで理解はしておりますが、最近いろいろとプレス発表もなさっていますけれども、若者を中心としたビジネス創出事業としての業務委託、例えばデュアル実践コーディネーター料であるとか、そういったものも含まれていると思いますが、その業務委託につきまして、この2社と同じように業務委託を締結されている例はありますでしょうか、ないでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 産業課所管分というところでお答えをさせていただきます。

産業課の所管分、今議員おっしゃられた遊佐高デュアル実践の業務委託も若者を中心としたビジネス創出事業の一つとして取り組ませていただいておりますが、そちらの契約につきましても全て随意契約を適用して契約をお願いしているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。一例を申し上げたまでなのですが、遊佐高魅力化事業、それから若者を中心としたビジネス創出事業、こちら両方とも随意契約ということで理解をさせていただきました。総務省のほうでホームページを御覧いただけると分かるのですが、地方公共団体の入札・契約制度の概要ということで出されているものがございます。随意契約について、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する方法ということでガイドラインを出されております。

その随意契約の長所としましては、競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。もう一つとして、契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる、これをメリットとして取り上げております。

短所、デメリットです。地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

随意契約の流れの方法としまして、具体例としては、例えば見積り合わせ、コンペ方式、公募、プロポーザル、こういったものも含まれると思うのですが、随意契約であるから1社一本釣りということが随意契約ではないということは十分ご理解いただいていると思います。

もう一步進んだところでちょっとお話を伺いたいのですが、先ほどの遊佐高校魅力化事業、こういった事業いろいろとあるかと思えます。地域みらい留学生の募集であったりとか、そういった中、これ業務の委託の中に入っているのかどうか分かりませんが、ホームページで遊佐教育みらい構想チームというところのホームページがございます。こちらの内容を見ますと、例えば地域みらい留学生の募集というところでしています。遊佐高校魅力化の事業もしているということでホームページに載っております。遊佐高校デュアル実践コーディネート、サードプレイスおでこBASEの運営、こういったものがこの遊佐教育みらい構想チーム、あくまでもチームだと思うのですが、表示がホームページ上で出てくるのですが、これは遊佐高校魅力化もしくは若者を中心としたビジネス創出事業の業務委託料の中で行われているものなのでしょうか、全く団体としてやっていたらいいものなのでしょうか。把握はなさっていませんでしょうか。ちょっとお聞きします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまのお尋ねにつきましては、申し訳ございません、こちら把握してございませんので、以上とさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。そうしますと、このホームページは把握されていないということで理解はさせていただきました。ただ、このホームページなのですが、昨日一般質問の中でもお話がございました、プレス発表されています一般社団法人遊ばざるもの学ぶべからずということで、これは産業課の所管になるのかと思うのですが、昨日ちょうどその法人の名前が一般質問の中で出てきたところでした。昨日の一般質問の中では、こういった若者を中心としたビジネス創出事業につきまして、業務委託を移管するのかどうかというお話がございましたけれども、先ほどのホームページの一番最後の部分です。運営としましては、一般社団法人遊ばざるもの学ぶべからず（設立手続中）というクレジットがございます。こちらにつきましては、産業課のほうも把握されていないということで、まだ業務委託等も行っていないとの理解でよろしいのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

昨日の遊佐議員の一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、一般社団法人、これから設立になる今手続中の一般社団法人でありますけれども、来年度から産業課所管の業務については、その一般社団法人のほうに業務を委託すると昨日も答弁をさせていただいたところです。そういうご理解でよろしくをお願いします。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。先ほどから申し上げますけれども、業務委託の移管、企業の選定につきましては、慎重であるべきだと私自身は考えております。中身をやっている構成員が同じだとしても、法人が違えば人格は別格になります。改めて契約書を結ばなければいけないということになる以上、その業者の選定に当たりましてはその都度きちんと精査をすべきであり、実績、公募、プロポーザル、こういったものも含めて慎重に決定されるべきであると私自身は考えております。

以上のように業務委託料につきましては、特にソフトの面、委託料は随意契約を理由に議会のチェックが届かない状況にあるということが非常に懸念されます。今申し上げただけでもお分かりいただけますように、一部の業者に業務委託契約の中でもそうですが、随意契約を理由に業務が集中しているということはないのか、業者の選定は適正なのか、契約書どおりの業務が履行されているのか、業務委託内容以外の流用はないのか、そういったことも含めまして、事務の効率化、専門的知識や技術、民間のノウハウの取り入れから業務委託につきましては否定するものではございませんけれども、この業務委託、業者選定につきましてはの透明性、公平性の判断が非常に難しいですので、乱用をするべきではないというふうに私自身は感じております。

最後になりますけれども、業務委託につきましてはの最後になります。こちらのホームページ、中身を確認させていただきまして、遊佐高魅力化事業についてもお話はございましたけれども、その中に興味深いものがございました。三菱UFJリサーチ&コンサルティングということで、島根県の高校魅力化の社会・経済効果の分析ということで、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが分析した結果が載っております。魅力ある高校づくりを全国に先駆けて行ってきた島根県の高等学校、事例として経済効果の推計を行った。内容としましては、高校魅力化によって地域の総人口5%増加しました。高校魅力化によって、地域の消費額3億円程度増加しました。歳入も1.5億円程度増加しました。高校魅力化に伴う町村の財政負担を加味しましても3,000万円から4,000万円程度のプラス効果、高校魅力化に伴う町村の負担額の約1.8倍の歳入が増加したということで、こちらのホームページのほうに記載がされております。業務委託ということにつきましては、まさにこういうものにこそ業務委託を使用していただき、高校の魅力化につきましても効果の分析をしていただきまして、今後の事業の継続性も含めて判断することが必要であるというふうに感じております。

今回575回の定例会におきまして、上程されました補正予算の中にも業務委託料の上程が幾つもございました。こちらにつきましては、今日一般質問させていただきましてを基にしまして、一般会計補正予算審議の中でいろいろと質疑をさせていただき予定でございますので、よろしく願いいたします。

時間が非常になくなってきてしまいました。2つ目のほうの質問に入らせていただきます。新道の駅の整備計画ということで進めさせていただきますが、まず最初に基本設計が終了した現段階での具体的な事業費、それから財源の金額、どちらも概算ということになるのだと思いますが、こちらについてお答えできる範囲内でお答えください。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

建築基本設計が先月末で一応終わったということになってございまして、新・道の駅整備に係る調査特

別委員会の中で、こちらのほうで説明をさせていただいた際に示したものと最終的には同じということになります。金額の詳細については、ここでは控えさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。大まかにということでもよろしいですか。

（「大まかに」の声あり）

企画課長（渡会和裕君） 分かりました。それで申しますと、総額といたしましては、当初の計画では29億7,000万円という計画をホームページ等で公表させていただいておりますけれども、基本設計が終わった時点での概算の事業費といたしましては33億2,000万円といった数字が出ております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。先ほどの質問の中には、この33億2,000万円に対しまして、財源もどのように考えていらっしゃるかとということで、金額をお教えくださいということでお話ししました。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

こちらの特定財源等につきましては、これまで議会の皆様にはお示しをさせていただいたものとなっておりますけれども、1つは内閣府からの交付金ですか、補助金、デジ田と言われます地方創生拠点整備タイプ、これはあくまでも想定でありますけれども、こちらで5億円、農産漁村発イノベーション整備事業、こちらは農林水産省からの補助事業になりますけれども、こちらで1億2,000万円が大きい部分となります。あとは、こちらはまだ今後協議が必要となっておりますけれども、年度内に協定を結ぶという形になります。国土交通省酒田河川国道事務所様と一体型整備事業ということで進めておりますので、こちらの全くの想定ではありますが、こうなるかは分かりませんが、3億8,000万円、一体型の整備事業の負担金としていただく予定とさせていただいております。あとは、財源として大きいものとなりますと、遊佐パーキングエリアタウン事業の整備基金でございます。これまでの計画の中では、10億円を目指して積み増ししていくということでもありますけれども、現時点での基金が7億9,300万円という数字まで積み上がっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。概算の事業費としまして33億2,000万円、現段階で想定している財源としては、大体17億円強ぐらいということの理解になるかと思えます。当初町のホームページでは、事業費29億7,000万円ということで上げられていたわけですが、通常私たち家建てるに当たっては、自己資金が幾らあって、これ基金です。援助が幾らあって、これ補助金です。借金幾らしなければいけないのか、こういった資金計画があって初めて成り立つというふうに考えております。

今回提示されたものにつきましては、基本的には施設機能の規模が増加したということで増額になったという答弁がございました。ただ、当初町のほうのコンセプトとしましては、遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）の整備計画、これに記載されておりますけれども、道の駅から町の中に人の流れを誘引して、そして仕組みを講じるということで交流を活発にしていくということがコンセプトになっていたはず

です。それが道の駅が終点ではなくて、町全体への交流を促すという目的だったというふうに理解をしておりますが、今回の説明の中では設備を充実されるということで増額になったというふうにも受け止められました。基本的には最小限の内容とはいいいながらも、デイキャンプ場であったり、キャンピングカーの設置スペースであったり、滑り台、ブランコ、よくよく中身を見てみますと、可動式のテントでキャンピング、雨天時利用可能なテント式バーベキューエリア、こういったものが果たして本当にこの財源が厳しい中で必要なかどうかということにつきましては、今後始まる実施設計の中で基本的な道の駅機能以外の多目的施設の在り方につきましてもしっかりと精査をしていただきたいというふうに考えます。

新道の駅には、指定管理候補者が決まっています、率直に申し上げるのであれば、道の駅が盛況で、どんなに売上げを伸ばしたとしても、現状私たちに説明されているスキームとしては、町に還元される利益につきましては非常に限られたものになるというふうに理解をしております。単純に売上げが上がったからといって、こちらに法人の住所がないので税金は入らないと、こういった問題点もありますので、これにつきましては今後実際の運用につきましての問題点ということで、次回の一般質問で改めて質問をさせていただきます。

以上で私の一般質問を終了いたします。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも一般質問させていただきます。

まず、SDGsとカーボンニュートラルにつきまして、また来年に発行することが予定されております防災マップについて質問したいと思います。まず、SDGsとカーボンニュートラルについてであります。カーボンニュートラルとは温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることで、カーボンニュートラル実現に向けた日本の2030年度目標は温室効果ガスを46%削減することであると。カーボンニュートラルの実現には課題や矛盾も存在しておりまして、簡単なことではありません。一人一人の取組、それから企業同士の協働、国を超えた連携が必要になると指摘されております。

近年は、世界各地で大雨、洪水、異常高温など様々な気象問題が発生しておりまして、人や自然に対して広範囲に及ぶ悪影響と、それに関連した損失、損害を引き起こしております。原因の一つは、人間の活動に伴う温室効果ガス排出の増加であると考えられております。21世紀中に世界の平均気温上昇は、工業化前と比べて1.5から2度を超えると予測されています。そのため、温室効果ガスの排出量を削減する必要があって、カーボンニュートラルの重要性が高まっているとされております。2021年4月までに、125か国が2050年までのカーボンニュートラル実現を表明しました。2015年のパリ協定で先進国だけでなく、発展途上国も対象になるということで、にわかにな注目を集めるようになりまして、近年よく聞くようになりました。全国の市町村で3分の2くらいがカーボンニュートラル宣言を出していますが、遊佐町も昨年5月にゼロカーボンシティ宣言を出して月並みに対応しております。宣言が目標のようなもので忠実に実行すべきでありましようが、私が注目するのはSDGsとカーボンニュートラルの関係と類似性であります。

SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発のための国際目標であります。全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真であって、17の目標があって、相互に関連しております。17の目標とは簡単に言いますと、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、

「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「安全な水とトイレを世界中に」、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」、「つくる責任つかう責任」、「気候変動に具体的な対策を」、「海の豊かさを守ろう」、「陸の豊かさを守ろう」、「平和と公正をすべての人に」、「パートナーシップで目標を達成しよう」であります。それぞれの項目につきましては説明がついておりまして、この説明だけでも全部で約10ページぐらいになります。また、SDGsのように網羅的に何でも並べるような方式は行政の在り方に似ているし、しかも通常の行政より目標の設定が高過ぎて、限られた予算内では具体的な取組が困難なように見受けられます。ともあれSDGsは環境問題だけでなく貧困、飢餓、健康と福祉、教育、水、エネルギー、経済成長、技術革新、海と陸の豊かさなど、多面的に日常の問題を捉えて、特定の何かに偏ることなく、全般的なバランスの取れた解決と底上げを図っているものであります。

カーボンニュートラルは、政府や企業の取組だけでは達成できないと言われていています。一人一人の小さな行動の積み重ねが大切で、個人にできることは、例えば契約中の電力プランを見直す、省エネ住宅へリフォームする、省エネ家電を買い換える、公共交通機関や自転車を利用する、エコツーリズムを選択する、使い捨て容器やプラスチック袋を使用しないなどがあります。カーボンニュートラルの実践は、ほぼこのようなものであることを町民の皆さんに分かりやすく説明する必要があると考えますが、いかがでしょうか。これまでもカーボンニュートラルにつきましては、具体的な対応策が分からないということが度々言われてきました。しかし、そのような話をしても、町の対応は私は不十分だったと思います。または、ほとんどなかったのではないかとというくらいのものでありまして、ある程度の指針を町民の皆さんに分かりやすく示すべきだろうと、このように考えます。

それで、例えば企業の自主的な取組も不可欠でありまして、例えば企業3社の取組をやや紹介しますと、大手の印刷会社ではサトウキビ由来の原料を使用したバイオマスプラスチックを開発しまして、石油由来プラスチックと物性が変わらないため、従来の代替品として用途を広げ、実用化が広まっていると、こういうのがあります。また、ある自動車メーカーは、ガソリン、ディーゼルなどの化石燃料だけに頼らずに走行できる車両を開発しています。これまでにバイオ燃料の路線バス、LNGを燃料とする大型トラックなど様々な実証実験を行っています。また、ある家具メーカーでは、オフィス家具、インテリア用品の製造、販売を手がけるその会社は木材循環システムの構築による木材活用プロジェクトを展開しています。若齢期を過ぎた国内の針葉樹を適切に伐採し、伐採した箇所にはCO<sub>2</sub>吸収能力の高い若木を植林することでCO<sub>2</sub>削減、森林の健全を目指しています。CO<sub>2</sub>削減に向けた企業の取組は、行政や個人にない独創的で効果的なものが多いように見受けられます。役場でも町内の企業にCO<sub>2</sub>削減に向けた取組でお願いかたがた、指導することも必要と考えますが、いかがでしょうか。

一般的に大企業の取組はすばらしいものがあります。SDGsの目標達成期限は2030年でありまして、目標7では「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標13では「気候変動に具体的な対策を」とありますが、再生可能エネルギーの普及とほとんど同じ内容になっております。しかも、このことはカーボンニュートラルの具体的な方策とも合致すると見なせます。政策的には、カーボンニュートラルを単発で実行するよりもSDGsの広範な取組の中で、できるところからCO<sub>2</sub>の削減に取り組むほうが合理的で実

実践的であると考えます。カーボンニュートラルの達成期限は2050年で、かなり間延びしているように見えますが、貧困と飢餓に苦しむ途上国の民衆にCO<sub>2</sub>が大量に出るので、程度の悪い石炭を使うなど言ってみたとところで、石炭を使わないと生活が成り立たないならCO<sub>2</sub>どころではなく、幾らでも燃やすしかありません。現状を踏まえた上でバランスの取れた政策が必要でありまして、CO<sub>2</sub>削減一本やりのカーボンニュートラルは急進的で大分偏っているし、SDGsのように全般的な目配りが欠かせません。町政もぜひこのように進めていただきたい。

次に、防災マップの目的は、災害による被害を軽減するには自分が住む町の災害危険性を知ることが大切であることから、国土、地域、町の状況等、災害に関する正しい知識を住民の皆さんが理解することにあります。手法として国土と災害、防災に関する情報を解説や説明を加えて地図化したり、利用目的に応じて加工される必要があります。効果は、正しい知識が広く普及することにより、被害を未然に防止したり、最小限にとどめることができます。防災マップは、主に自然災害を対象にしますが、社会条件等の地域特性に応じて様々であります。北海道ニセコ町では、防災ガイドマップに弾道ミサイルが落下時の行動についての記述がありまして、テレビや携帯電話のほか緊急情報を瞬時に伝えるJアラートから防災ラジオの自動起動などによって情報をお伝えしています。危険な場所から離れ、落ち着いてすぐに行動してくださいというものであります。また、ニセコの道の駅は、初め重点道の駅に指定されまして、その後防災道の駅にも指定されまして、言わば道の駅のモデルになっています。ニセコは知名度が高く、インバウンドで訪問する外国人が多く、防災ガイドマップの英語版も用意しています。ニセコ町の防災ガイドマップは、親切にも北朝鮮の弾道ミサイル発射のときの行動や在日外国人のために英語版を用意していますが、遊佐町もこのような対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

今年7月の大雨の被害で、遊佐町は教訓を得たのではないかと推察します。どのような教訓を得られたのかお聞きいたします。来年発行する予定の防災ガイドマップは、教訓を踏まえたものにするのが妥当であると考えます。

以上、壇上の質問を終わります。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員のご質問に答弁させていただきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、SDGsとは2015年9月に国連持続可能な開発サミットにて採択されました2015年から2030年までの長期的なビジョンの開発の指針でございます。「No one will be left behind.」、誰一人取り残さない、これをコンセプトに17のゴールと169のターゲットで構成されております。SDGsの登場によりまして、環境施策の重要性が認識されることと、あらゆる主体が持続可能な社会づくりに向けて取り組むことへの機運が大きく高まりました。また、様々な課題に対しましても個別に取り組むのではなくて、経済、環境、社会の3つの側面が同時に向上するような取組が求められております。

このSDGsの理念を日本国内で実践する考え方といたしましては、2018年に閣議決定されました国の第5次環境基本計画の中でも示されたものがありまして、こちらは地域循環共生圏でございます。国内の各地域が地域資源を最大限に活用して、自立して、その上でお互いに補完し、助け合うことで持続可能な社会を実現していきましょうというものでございます。

さて、振り返りまして、遊佐町においては令和5年3月に策定させていただきました第3次遊佐町環境基本計画におきまして、「人と自然の共生 持続的な発展が可能な遊佐町の構築」という基本理念の下、SDGsや地域循環共生圏の考えを取り入れまして、遊佐町らしさをそのまま残したまま、世界の中の遊佐町として、持続可能な世界のために遊佐町が何ができるのか、何をしていけばいいのかということを考え、持続可能な町づくりを目指していております。そうした理念は、町の総合発展計画にもつながるものでございます。CO<sub>2</sub>削減のためのカーボンニュートラルやゼロカーボン事業は、持続可能な地域社会づくりのための手段や手法の一つであって、それが町の施策の全てではございません。町といたしましては、総合発展計画や環境基本計画の理念に従って様々な施策を進めていくことがCO<sub>2</sub>削減も含めた持続可能な地域社会の実現に寄与していくものであると考えております。

次に、2つ目の質問でございました防災マップについてでございます。現在の当町の防災ガイドマップは、令和2年3月に発行しております。津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域、月光川、高瀬川、日向川が氾濫した際の洪水浸水想定区域、さらに鳥海山の火山ハザードマップ、避難施設一覧が記載されております。

令和3年、水防法が改正されまして、全ての2級河川及び都市下水路の浸水想定区域も各管理者が指定し、公表するということが義務づけられましたので、令和6年度中には遊佐町を流れる月光川、高瀬川、日向川に加えまして、2級河川であります牛渡川、滝淵川、洗沢川、地抜川、野沢川、百々沢、山田川、熊野川、大樽川の9つの河川、また六日町と吹浦の都市下水路2か所、さらに高潮の浸水想定区域につきましては各管理者が指定を行うことになっておりますので、指定が行われた区域についてのハザードマップの更新を行い、町民の皆様への啓発活動をこれからも丁寧に行い、周知もさせていただきたいと考えております。

また、議員ご指摘の外国人向けの英語版の対応についても、加えて検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） まず、SDGsですけれども、パリ協定というのが2015年に国連の総会で決定されまして、これは国際的な気候変動の枠組みで地球温暖化を1.5度以下に抑えることを目指すという協定なわけです。それで、いろんな考え方がありまして、SDGsは2015年に採択されて、2030年を目標の期限としております。カーボンニュートラルというのは、これも同じように2015年に採択されまして、2050年を期限としております。これSDGsは、もう多面的な内容が盛り込まれておりまして、言わば人間社会におけるあらゆるものを網羅しているというようなタイプの捉え方であります。他方、カーボンニュートラルはただ単にCO<sub>2</sub>を減らす、減らすと、これしかないわけです。それで、いろんな要素がありまして、相互に関連しているというのが現状であります。片方をあまりにも一生懸命やり過ぎると片方が崩れてしまうような、十分にそれが行われないというようなことも出るわけなので、やはり全体のバランスを取った政策的なものが私は必要であろうと考えます。

先ほど私言いましたが、例えば貧困国におきまして……貧困国という表現は悪いですが、そういう国におきまして、皆さん本当はクリーンな生活でCO<sub>2</sub>も出さないような暮らし方をしたいけれども、現

状がそうはならなくて、二酸化炭素をもくもくと出すような石炭を燃やして暮らしていると、こういう方々が例えばいらっしゃるわけです。そういう場合、カーボンニュートラルだからCO<sub>2</sub>を出すなど、こんな話ばかりでやれば、その皆さん方の暮らし向きというのは多分もっと貧しくなるのではないかと思うのです。だから、こういうやり方は具合が悪いと。やはりその人方の状況もよく踏まえて、暮らし向きのレベルが落ちない程度でやっていくのがベストであろうと、私はこのように考えます。ですから、何が何でもCO<sub>2</sub>を減らすのだぞ、あなたたちと、こういう話は全く変なのです、私から見ると。カーボンニュートラルは、そういうことも多分含まれていると思いますけれども、矛盾している部分が大分あるという指摘は前から言われております。だから、それ一本では逆に具合が悪くなるのだよと、こういうことが出てくるわけです。

そして、どっちかといえばSDGsのほうが緊急性が高いわけですし、期限もあともう五、六年しかないし、一応ですけれども。実際に2030年までにSDGsの17の目標を完全にもし達成できればですけれども、これ実際できるわけないのですけれども、できれば世界は見違えるようになるわけで、同時にカーボンニュートラルの問題もほとんど解決されます。SDGsは、広範囲に物事を捉えていまして、SDGsをもしも完璧にやることのできるのだったらカーボンニュートラルの問題も解決します。そういうふうな内容になっているのです。

それで、私が何でSDGsとかカーボンニュートラルと言うかということ、環境問題がよく言われるようになったからです。そして、また以前よりも私はSDGsという言葉をよく聞くようになったと、このように考えております。カーボンニュートラルというのは、本当にもう単発の話でありまして、SDGsはもう総括的な捉え方をしていると、こういうことがあるわけで、またCO<sub>2</sub>が温暖化の原因であるとよく言われていますけれども、このことに懐疑的な考えの人もおります。例えばCO<sub>2</sub>の大気中の濃度は今は0.04%です。これが産業革命前は0.028だったので、その頃から比べると43%も増加したということになっています。しかし、CO<sub>2</sub>だけが本当に温暖化の原因なのかということについて根深い疑問が提示されております。ある専門家は、CO<sub>2</sub>はさほど温暖化の原因ではないと、このような話をする人もいます。この人は、ノーベル賞をもらった博士です。ノーベル賞をもらったプロが、こういう分析をしている人も中にはいるのです。そういうこともありまして、多くのテーマをバランスよく解決するにはSDGsであるのに対しまして、カーボンニュートラルはそれだけの目標を達成するのに脇目も振らずに全力を挙げるタイプであります。総合的な解決を目指すには、私はSDGsのほうが受け入れられやすいと、このように考えております。

なぜこういうことにこだわるかといいますと、去年の5月にゼロカーボンシティの宣言を出したわけです、遊佐町でも。これ市町村の約3分の2で出しています。ところが、その実態はどこもあんまりはかばかしくない、このように言われております。私がネット記事で読んだことでありますが、私の読み違えであれば訂正しますけれども、政府も地方自治体もカーボンニュートラルの取組にはそれほど熱心でないのだということが書いてあったのです。役場の皆さんの対応も、カーボンニュートラルって何だかよく分からないから、具体的な指針を何か出してくださいと、以前からさんざんそんな話はあったわけです。しかし、今になって何か具体的な分かりやすい指針が役場のほうから町民の皆さんに出されていますか、今になっても。私は、個人的な話ですけれども、そういうものは見たことがないということです。ですから、

まずそういうものを出すべきではありませんか。私も先ほど簡単に5つ、6つ並べましたけれども、個人でできることあるわけです。そういうものでいいから何で出さないのですか、役場のほうで。私は、それが不思議でならないのです。

一方、大企業はそれ相応の研究もやって、成果も上げています。そういう企業があるのです。そして、繰り返しになりますけれども、もしそれほどCO<sub>2</sub>削減が大切なものならば、役場のほうで、庄内に企業いっぱいあるではないですか、大なり小なり。そこの皆さん方をお願いかたがた、CO<sub>2</sub>削減に取り組んでくださいと言うことだって当たり前ではありませんか。今までそういうことをやってこられましたか。どうですか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 今までCO<sub>2</sub>削減で企業の方々に何か提案をして回ったということは、私も今いろいろあれですけども、ちょっと暫時休憩をお願いします。

議 長（高橋冠治君） いや、答弁終了とってください。

町 長（松永裕美君） 答弁終了。

ちょっと今企業の方たちに回ったということは、今のところ私のほうでも認識はしていないので、今齋藤議員がおっしゃったように、なかなかCO<sub>2</sub>削減については取組が十分ではないというご指摘がありましたので、検討するということで私も考えさせていただきたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） エネルギー政策推進室が今年度からできたわけですけども、エネルギー基本計画昨年度策定した中で、いろいろな取組、具体的な取組ということで、ゼロカーボンに向けた取組、既存住宅の省エネ化とか、エコドライブだとか、簡単などころ……簡単といいますか、住民の皆さんがすぐ理解できるようなどころでありますとか、再エネ導入のプロジェクトとかというところを今年の4月に全戸配布で一応配布をさせていただいて、エネルギー基本計画の概要版というところで配布をさせていただいたところでもあります。その後、議員おっしゃられるとおり、いろんな取組、周知不足しているというふうに感じておりますけれども、そこについてはこれから地域生活課と連携しながら、いろいろと取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

SDGsとゼロカーボン、カーボンニュートラルというのは、当然SDGsの中の一つがカーボンニュートラルの取組ということでありますので、その取組の中では今回10月議会のほうにも補正予算をお願いしているところがありますが、町として目に見える形で再エネ設備の導入、町民の皆さんにこんなこともできるのですよということを実証事業として取り組ませていただく予定であり、補正予算を計上させていただいておりますけれども、そんな形でまずは町民の皆さんの意識啓発というところが今重点的に進めていくべきところなのかなというふうに思っているところであります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 11番、齋藤弥志夫議員。

11番（齋藤弥志夫君） 私が読んだ記事では、政府も地方自治体も現実的にあまり真面目に取り組んでいないのだというふうなことが書いてありました。これが世間の実際の姿だというものだと考えれば、今の役場の取組はこういうものだというのも、それで駄目だということにはならないと思いますけれども、

ただせめて町民の皆さんにCO<sub>2</sub>をあまり出さないような方策とか、暮らしていく上での注意だとか、その辺のことくらいは何か出していただきたいと思うわけであります。私も、決して無理な話をしているつもりはございません。ただ、いろいろ見ていると、大企業のCO<sub>2</sub>削減の取組が非常にすばらしいものがあります。逆に自治体のほうで何か取り組んで成果を上げているということがまずほとんどないのです。そういうこともありますので、取組をもう少し分かりやすく、以前からもう飽きるほど言われてきた話ですけれども、その辺分かりやすく町民の皆さんに示していただきたいと考えるわけですから。こういうことでもあります。

それと、先ほどの繰り返しになりますけれども、このSDGsという言葉が議会で初めて用いたのは、今ちょっとおられますが、佐藤光保議員です。たしかそうです。私は、そのとき記憶しています。そのときの町長は時田町長で、何か町長がSDGsが何だか分からなかったというイメージがあるのです。町長が後で言っていましたけれども、俺はあのときSDGsって初めて聞いたと言っていました。それで、町長はやっぱり勉強家なので、その後SDGsについて勉強しに行ったと言っていました。大分詳しくなったのではないかと思いますけれども、浸透具合からいってそういうことなのかなとも思いますし、とにかくSDGsの意味は非常に大きいものがあると思いますので、松永町長は特にその辺は勉強していらっしゃると思いますけれども、ぜひ時間があればSDGsについて勉強していただいて、そのような取組をしていただきたいと考えるものであります。

議長（高橋冠治君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 若干補足的にお話をさせていただきます。

斎藤議員、エコすまいる通信というチラシ御覧になったことありませんか。

（何事か声あり）

副町長（池田与四也君） ああ、そうですか。チラシ、広報かな。決して遊佐町が先進地とは言いませんが、環境基本計画、そしてエネルギー基本計画の下で、例えばL A S—Eの取組をしております。長きにわたっております。その中でエコアクションプランを策定し、庁内プロジェクトを設定し、そして町内の施設、それから民間施設、あるいは町民への呼びかけをする中で再エネを推進、あるいは省エネの推進に具体的に取り組んでいるという状況であります。これらの町の取組を評価していただければというふうに思います。これまで決して手をこまねいてきたというものではございませんので、申し添えておきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 町もそれなりのことをやってきたということのようですが、どうもその変な何かアピールの仕方といいますか、よく伝わっていないような面があると思います。あの用紙にそんなこと書いたよと言われても、そのときに見なければ何のことか分かりません、はっきり言って。だから、繰り返し説明してもらっても必要であると思われ、その辺もうちょっと入念にやっていただければと思います。

次、防災ガイドマップですけれども、私はニセコの話ちょっと参考までにしましたが、何でニセコかといいますと、私は常任委員会の研修で、もしできればニセコのほうに行ければなと思っていたのですけれ

ども、それは行けなくなっただけのことなので、それでニセコについていろいろ調べていたのです。そういう意味なのです。その辺いろいろ読んでいたのですけれども、Jアラートはとんでもない災害が起きる可能性があるときに鳴るものだと、今までもミサイルが何か日本列島を通過したときに携帯がブザー、ブザーと鳴るといったことだったのでしたのですけれども、やはりいつ起こるか分からないわけですし、それが起こった場合にどう対応すべきなのか。このSDGs、カーボンニュートラルというのは普通自然災害のようなことしか書いていないみたいですし、そういう突発的なことが起こった場合もどうするのかということを書いておいてもらえれば読むほうは非常に分かりやすいし、親切なのではないかと思えます。その意味で繰り返し私この話をしているわけです。何年に1回しか多分起こらないことではしょうけれども、しかし防災マップそれ自体、何年に1回しか改定しないでしょう。だから、一度配るとそれが何年もそのままになっているというわけなのです。ですから、それもある程度書いておいてもらえれば、そういうJアラートが鳴ったときにはこうするのだと、その辺の意識づけはぜひ町民の皆さんにさせていただきたいと思えます。これは、ニセコでは一つの項目としてちゃんと書いています。めったにないことだと分かっているのですけれども、ちゃんと書いていますので、非常に親切な書き方をしていると、私はそのように考えました。

それから、ニセコの場合は、英語版のことですけれども、英語版も出しています。何で遊佐辺りで英語版なんか出すのだと、こういう話にもなるかもしれませんが、昨今インバウンドが非常に増えています。今年も何か300万人を超えているみたいな話なので、多分、非常に増えています。それで、来る人がどこ回っているか分からないですね、はっきり言って。遊佐に来るかもしれないし、秋田に行って、青森の学校回るかもしれないわけですし、そのときにまずほとんどの皆さんは母国語というのは当然ありまして、その次に第2母国語みたいにして英語が多いのです。英語がどっちかという国際語というふうなイメージもありまして、ぜひ英語版も出しておいてもらいたいと思えます。ただ、英語版の場合は同じように全部書く必要はないと思えます。日本語版の遊佐町の普通の防災マップと同じように書く必要はないと思えますが、その辺やはり今までだとどうしてもただの田舎町だとかこういうイメージが離れないわけです、この辺の町というのは。だから、その辺を一步飛び越えるような形で出していただければなと思えます。ニセコは、もう観光客いっぱい来ますので、こういうところはもう、これはもう早々と置いているということもあるわけですね。だから、防災マップの中でもサマリーのような形で、全体を要約したようなタイプの防災マップの英語版をぜひ置いていただきたいと思えます。

私も実感として、必ずしも欧米人とは限らないわけでしょうけれども、昔よりは外国人を見るが多くなりました。本当にそう思います。特にたまにしか都会のほうには行きませんが、向こうに行ったときなど外国人が前より増えたなど、本当にそう思います。今現在外国人の定住が三百何十万くらいいるらしいです、日本に。そういう皆さんがあちこち行かれて、遊佐というところに行ったら英語版の防災マップがあって、我々も参考になったというふうなことが起きるかもしれないし、その辺のことも考えていただいて、防災マップの英語版というものを、サマリーでいいですから、何も町民に配るものと同じにしないでいいわけですね。サマリーでいいですから、ぜひそういうものも出していただきたいと思えます。その辺のことにつきまして、再度町長なり考え方向いたいと思えます。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　まず、防災ガイドマップということで、ニセコで作られているものが大変すばらしいということでしたので、こちらのほうとしてもニセコで作られている防災ガイドマップを参考にしながら検討をさせていただきたいと考えております。

まず、あとインバウンドの関係でも外国人の方の旅行者が増えているということもございますので、その英語版も含めて、ほかの用語もあるとは思いますが、そういったことも含めてほかのもの、先ほどもありましたけれども、ニセコのものなんかの英語版も参考にさせていただきながら、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君）　11番、斎藤弥志夫議員。

1 1 番（斎藤弥志夫君）　防災マップにつきましては、とにかくそれを読む人が分かるような形で書いていただきたい。それから、緊急の場合の身の安全はどういうふうにするのかと。何年に1回しかないような弾道ミサイルなんていうこともたまにあるわけですので、そういう場合はどうするのかと。それだって長い文章は要らないわけなので、それを書いておいてもらえればいいかなと思います。

また、繰り返しになりますが、防災マップの英語版、こういうものも出ているのだということでありまして、インバウンドに幅広く対応するという意味ではぜひ書いていただきたいと思います。何も町内に配るものと同じでなくてもいいわけです。もっと簡略にしたものでも結構ですので、そういう形で書いていただければ、そこを訪れるインバウンドで外国から来た皆さん方も、ああ、遊佐町というのは英語版のやつも出しているのだと、丁寧な町なのだなど、こういうふうな反応になるかと思っておりますので、その辺の検討も私はぜひ前向きにさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、簡単ですが、私の質問は終わります。

議 長（高橋冠治君）　これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君）　お昼過ぎてから質問するものだと思っていたので、ちょっと動揺しております。では、通告に従いまして、私からも質問させていただきます。

まず、健康保険証についてお聞きします。今年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了となり、その後はマイナ保険証、つまりマイナンバーカードに保険証をひもづけするという形に移行するのが国の方針です。この経緯について昨日も説明いたしましたが、改めて説明させていただきます。2022年6月の政府の骨太の方針では、マイナ保険証と紙の保険証の併存の方針が出ていましたが、その年の秋に河野前デジタル大臣の発言をきっかけに、一転紙の保険証は廃止という決定となりました。ただ、この決定経緯については記録はないという報道が先日出ています。全国保険医団体連合会さんのサイトによりますと、マイナンバー制度のシステム構築、改修に1兆1,700億円、マイナカード普及のポイントキャンペーン等で2兆円もの予算が計上されました。さらに、マイナ保険証利用促進やトラブルへのシステム改修等の経費として、令和5年補正予算で厚労省で887億円、総務省で899億円が計上されました。マイナ保険証を保有していない方に対して発行される資格確認書のシステム改修を含む発行経費、体制整備や人件費を含めた運用、管理コストは膨大になります。マイナ保険証トラブルが相次ぐ中で、マイナ保険証を保有している方全てに交付される資格情報のお知らせも新たな費用が発生するという状況です。そのような状況でもマイナカ

ード利用率は1割程度と低迷していて、トラブルも多いと聞きます。多額の税金を投入したデジタル化で利用者も事業者側も便利になるはずが、カードを読み込めない、他人の保険証がひもづけられている、健康保険の資格が無効と表示されるなどトラブルが多く、結局紙の保険証で確認している状況だと聞きます。最悪の場合は、一度医療費の10割を負担する患者さんもいると聞きます。また、病院等の事業者では、マイナカードリーダーの使い方を患者さんに教えるための対応スタッフが必要になること、そのマイナカードリーダーの導入など現場の負担が増えると心配の声も全国的に上がっています。医療事業者だけでなく、町内の介護事業者でもカードの取得から保管、暗証番号の管理など負担が増えると不安の声を聞きました。そこで、町の考えと対応をお聞きします。

- ①、マイナ保険証のない方への対応。
- ②、病院等への対応。
- ③、資格確認証の取扱いについてお聞きします。

次に、洋上風力の安全性についてお聞きします。また、駒井は洋上風力かとお思いの方も多いと思いますが、耐震性など安全性について曖昧なままでこの事業を本当に進めていいのか、そのリスクを冒してまでメリットが大きいのか見えないままなので、明確になるまでお聞きする予定です。今年の12月事業者が選定予定で、今後事業が具体的に動いていくことになります。改めて、町民の安全を守るために、町はどのように国に働きかけていくのかをお聞きします。

最後に、町所有の施設管理についてお聞きします。町所有の施設である蕨岡まちづくりセンターは、移転が決まっているとはいえ、雨漏りする部分が何か所かあること、事務室の天井一部が落ちるなど、職員や利用者の安全確保に課題があるように見えます。そこで、町の施設管理の在り方をお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（高橋冠治君） 答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分）

休 憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 3番、駒井議員への答弁を保留しておりましたので、町長より答弁願います。

松永町長。

町長（松永裕美君） 答弁に先立ちまして、今日昼の飛行機で豊島区へ若者の稲作農家の方たちが豊島区の小学生に稲作体験に伺うということをお伺いしていましたので、そのような活動も当町では継続して今日も進んでいるということをお伝えしようと思い、発言させていただきます。

それでは、3番、駒井議員に答弁させていただきます。まず、1つ目の答弁でございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了させていただき、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしております。町が事務を行っている国民健康被保険者証や後期高齢者医療被保険者証について申し上げさせていただきますと、12月1日

までは新規発行ができ、有効期限は令和7年7月31日としておりますので、12月2日を過ぎたとしても現在持っている被保険者証で医療機関を受診できます。

しかし、12月2日以降に国民健康保険に加入なさった方や紛失などによる再発行を希望される方などにつきましては、被保険者証を発行することができなくなります。そのような方の中には、様々な理由によりマイナ保険証をお持ちでない方もいらっしゃるということで、その方々に対しましては国民健康保険に加入した際に再発行するときなどに併せて資格確認書を発行することになります。そして、資格確認書を医療機関の窓口に出すことによりまして、これまでと同じように医療機関を受診することができます。現在持っている被保険者証の有効期限が切れる令和7年7月31日の前には、マイナ保険証を持っている方には資格情報のお知らせを、持っていらっしゃらない方には資格確認書を送付させていただき予定となっております。今後12月2日に向けまして、制度の内容につきましては広報または町のホームページで町民の皆様様に周知させていただきたいと考えております。

2つ目の質問でありました洋上風力の安全についての答弁でございます。町としての基本的なスタンスは、去る6月の第572回議会におきます3番議員の一般質問に対する回答のとおりでございます。

なお、報告となりますが、7月に担当課長、係長と共に資源エネルギー庁及び環境省に伺ってまいりました。資源エネルギー庁では、町だけでは特に専門性の高い建築工学に関する検討や疫学調査はできていないので、国による治験の収集や情報提供による住民の皆さんの不安の払拭に向けた対応、山形県との連携などの支援の充実をお願いしてきたところでございます。資源エネルギー庁からは、状況を確認しつつ、できる限り支援をさせていただき旨の回答がございました。環境省では、地域課題の解決に向けた再エネ導入や温暖化対策の在り方、モニタリングの重要性につきまして意見交換をさせていただきました。その後環境省におきましては、洋上風力発電におけるモニタリングなどに関する検討会が発足し、7月30日に第1回検討会が開催されております。今年度末をめどにモニタリングのガイドラインの具体的内容を策定するとしております。

また、別の機会に再度資源エネルギー庁を訪問させていただき、今後選定される発電事業者からは7月の豪雨災害からの復興支援も含め、ご協力いただきたい旨を要請させていただきました。あわせて、今までと世の中が大分変わりました。私たち町といたしましても、もう一つ町民の皆様の安全な普通の暮らしを守るためには、今の職員の体制ではなかなか対応し切れないこともあるのではないかとということ私のほうからもご進言を少しさせていただいたところでございます。なぜならば、皆様の様々な暮らしにおける業務をする町役場としての基礎自治体、こちら以外にも今は様々な業務が増えております。これは、どこの市町村でも同じことですが、特に我が町におきましては大きな国の事業を抱える、または70年遭ったことがない水害を受ける、このときに職員の働き方や職員の方にこれ以上の負荷をかけるような施策を私は好んでおりません。また、そのためには何とか国のほうから1人でいいから遊佐町に来てもらえないものかということも考えて、少しお話しさせていただきました。町民の皆様のことを守るためには、やはりこれからの時代は私も考えていかなければならないと思っております。

事業が進むことに対して期待する反面、様々な不安もございますが、そうした不安を解決できるよう、また町へのメリットを大きくできるよう、引き続き国、県としっかり連携していくとともに、意見、要望はしっかりお伝えしていきたいと考えております。

3つ目の質問でございます。こちらに対しまして答弁させていただきます。町所有の施設管理についてでございます。蕨岡まちづくりセンターは、町内6地区のまちづくりセンターの中で最も古い建物であり、建築から65年以上経過しています。そのため、老朽化による雨漏りなど、様々な箇所に影響が出ている状況でございます。現在旧蕨岡小学校への移転に向けた準備を進めておりますが、移転までの一定期間引き続き使用することから、利用者や職員の皆さんの安全確保を最優先に必要な箇所の修繕対応を行います。

また、町の施設管理につきましては、遊佐町公共施設等総合管理計画、遊佐町学校施設長寿命化計画などの各施設の計画に基づきまして維持管理を行っております。具体的には、日常点検や定期点検を行わせていただき、計画的かつ緊急な対応が必要であれば随時、適時改修させていただいております。現在町所有の施設につきましては、老朽化が進んでいる施設も多く、また物価高騰や人件費の高騰によりまして、維持管理費、改修費用が増加していく施設も中にはございます。今後は老朽化の実態を把握し、将来の人口規模や町民の皆様のニーズなどを踏まえて、将来の本町の施設の在り方については議論を深め、公共施設等総合管理基金などの各種基金、国、県の補助金などの財源を確保しながら、計画的に改修、更新、整備を行っていく必要があると考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。マイナ保険証のない方は、7月31日までは紙の保険証で、それ以降は資格確認書で今後の病院を受診できるということで安心しました。マイナ保険証よりは若干受診料は高くなるようですが、マイナ保険証のシステムに不安を感じている方、介護施設などを利用している高齢者にとって選択肢が残されているのはありがたい限りです。

健康福祉課長にお伺いします。資格確認書は、申請の必要などなく、現在の保険証の有効期限が切れる前に自宅に送付されるという理解でよろしいですか。また、この資格確認書は今後ずっと発行されるものと考えてよろしいのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

現在発行されております保険証の有効期限は、議員おっしゃるとおり令和7年の7月31日までとなっております。その有効期限が切れる前に、保険証の代わりにマイナ保険証を持っていない方には資格確認書、マイナ保険証を持っている方には資格情報のお知らせを発行することとなっております。

そして、もう一つにつきましては、ちょっと今忘れてしまって……

（「資格証」の声あり）

健康福祉課長（渡部智恵君） 申し訳ございません。資格証につきましては、それ以降のことにつきまして、来年の7月以降の内容につきましては、詳細が国のほうからまだ示されておられませんので、スケジュール的なところについてはお答えしかねるところでございますが、示され次第、スケジュールに沿って周知等も図っていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。来年は発行されるけれども、その後についてはまだ詳

しくは決まっていないということで理解いたしました。個人的な感想なのですが、紙で資格確認書を発行するならば、紙の保険証をそのまま維持したほうが6月議会の国保特別会計補正予算で上がった資格確認書発行のためのシステム改修委託料430万円ほどは不要となり、無駄な税金が使われなくても済むのになと思ってしまいます。この430万円ほどが全国の1,741自治体に行ったと考えると、何だか本当にもったいないです。先日の自民党の総裁選では、紙の保険証を残すと話していたはずの石破新首相ですが、一転やはりマイナ保険証一本だという報道を見ました。既にこの補正予算が全国の自治体に配られていたからかもしれません。それと、マイナ保険証にした場合の有効期限というもので伺いたいのなのですが、これは町民課長になりますか。私が読んだ限りでは、マイナカードにも有効期限があって、それにひもづけられる保険証などの電子証明書はそれぞれ有効期限がありまして、電子証明書の場合は5年間だと書いてありました。それで、その5年の有効期限が切れる前に自分で更新手続きをしなければならないと読んだのですが、それで手続としてはオンラインか市町村の窓口でということになっていたのですが、その担当というのはどちらになるのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） マイナンバーカードの有効期限ということであれば、未成年については5年、成年については10年と。それから、先ほど議員おっしゃってました電子証明に関わるものについては5年で期限が切れますので、各自申請して更新してもらおうということでございます。

電子証明にマイナ保険証が当たるのかどうかについては、ちょっと確認したいというふうに思います。以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 突然の質問にご答弁ありがとうございます。それでは、紙の保険証の場合は自動的に送付されてくるけれども、もしかしたらマイナ保険証になった場合は自分で更新手続が必要になるかもしれないという可能性があることが分かりました。

それと、あとは町内のマイナ保険証の利用状況はどうなのかなと思ひまして、医療機関さんとか、介護事業所さんなどにお聞きしたところ、医療機関さんではマイナ保険証を利用する人の数は少なく、トラブル自体はないということでした。ただ、マイナカードリーダーを導入したり、その利用法の習得の講習会に参加したり、経済的、人的負担が大きくて全然メリットはないと教えていただきました。マイナカードリーダーの導入に国の補助はあったけれども、全然十分でないという声もありました。また、障がい者施設では、利用者さんのマイナカード取得手続をスタッフがする必要があり、負担が増えると心配しています。そのような利用者さんのマイナカード保険証の対応について、町に心配で相談したそうなのですが、対応が決まったら連絡すると言われ、それっきり来ていないそうです。その後の対応はどうなっていますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

様々、今議員がおっしゃるとおり、国のほうでもまだ詳細が決まっていないところがございまして、明確な、先ほど答弁させていただいたとおり資格証、資格情報のお知らせ等については、現在来ている情報につきましては周知のほうをさせていただいているところですが、それ以外の細かいところについてはこ

れからという形で予定してございますので、国のほうから情報が参りましたら関係する機関とも丁寧に情報共有をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ぜひ連携して対応していただきたいと思っています。

またちょっと町民課長にお聞きしたいのですけれども、マイナンバーカードのデメリットということで令和3年の3月、第549回の議会で那須議員が質問していました。その答弁としては、紛失のリスク、暗証番号忘れ、本人が認知症になった場合などあるけれども、国や県から説明があるはずだと当時の町民課長が答弁しておりました。そのような何か国や県から説明とか、課長になってからで結構なので、記憶がありましたら教えてください。

議長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） 当時は、私が課長でなかったのですが、ちょっとあれなのですけれども、今デメリットに挙げられました、マイナンバーカードを登録するときの暗証番号については、認知症の方や、あと高齢者の方がその暗証番号を管理するのに容易でないということで、昨年12月からその暗証番号を省いた簡易のマイナンバーカードというものが発行できるようになっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） では、暗証番号とか、そういうのがなくて利用できるということは、ほかの人が利用というか、なりすましもできてしまう可能性も増えたりするのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） 昨年12月に政府のほうでそういったようなカードを発行できるようにしたというのは、今年12月2日にマイナンバーカードと保険証を一体化するというので、やはり高齢者とかの方が管理に容易でないということに向けての施策だと思うのですけれども、暗証番号はないということであっても、顔認証のことで本人確認はできるようになっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。では、ただいまの答弁でマイナカードには暗証番号があるものと、ないものと2種類あって、高齢の方には簡易版を利用することができて、それに保険証をつけることができるということで、政府は弱い立場の人について対策をされているということが分かりました。

それと、またマイナンバーカードは情報漏えいとか心配される方がいて、この10月からはマイナカードに保険証をひもづけしていた人がひもづけを解除できるという報道も耳にしたのですけれども、それはどのような形でできるのか、担当窓口は健康福祉課でよろしいのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

マイナ保険証の解除についてでございますが、健康福祉課に届出書を出すことによって中間サーバーに

データを届けまして、解除ができるという予定でございます。ただ、解除の申請の受付のスケジュール的なものがまだ国のほうから示されておりませんので、示され次第それぞれの保険の窓口、遊佐町の健康保険であれば遊佐町という形になりますけれども、そのような形で進める予定でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。12月に迫っているけれども、いろいろ何かまだ決まっていないようなところも多い印象を受けます。このマイナンバーカードというのは、デジタル化が進むエストニアを参考に進めていると聞きました。エストニアでは、婚姻届、離婚届、不動産売買以外の手続は全てオンラインでできるそうです。そんなことがなぜ可能なのかというと、国民の情報は国が責任を持って守るという態度を政府が明確に示して制度設計をしているのだそうです。残念ながら、私からしたらマイナンバーカードのシステム設計、運用はうまくいっているとはどうしても思えませんし、国が責任を取ってくれるようにも見えません。私たちの税金がかなりの額使われているのに、何か本来の目的を果たせていないようにも見えます。国の事業ということで、町ができることは少ないかもしれませんが、役場職員の方も一納税者ですので、自分たちの税金の使い方についてもっと国に改善を求めてもいいのではないかと思います。また、町民や医療機関の不安に寄り添う対応をしていただけたらありがたいです。これで健康保険証については終わりました、続きまして同じく国の事業である洋上風力発電事業についてお聞きします。

マイナンバーカードでは、システム構築もうまくいっていないように私には見えるわけで、それを見ると洋上風力事業は本当に大丈夫なのかなとさらに心配になってしまいます。ここは、町長にお聞きしたいのですけれども、支援をお願いしてきたとのことですが、安全性についてはどのような回答を資源エネルギー庁からいただのか教えてください。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） ご質問にお答えさせていただきます。

支援については、町民の皆様の安心、安全な暮らしを守るために、基礎自治体である私たち職員も必死で頑張っているのですが、職員の例えば国からお一人とか、いつも町から国に行くときはどうしてもワンウェーで1人国に行って、国からいらっしゃらないというケースが過去にあったので、まずどうにかして職員の数を確保して、職員の方たちの業務をなるべく負担にならないようにできないかなというこの支援という意味でございました。また、国に対しては、遊佐町においては、国の様々な事業については、基礎自治体として町民の皆様の安心、安全を守るために、これからも町民の皆様の不安を払拭するような政策や活動をしていかななくてはいけないので、何とぞ様々な結果が出たときには速やかに教えていただきたいし、予定があるのでしたらすぐに教えていただいて、情報をきちんといただきたいということを切にお願いしてきました。回答といたしましてはいつものとおりで、駒井議員は令和5年から令和6年においても議会で質問なさっているのですが、その中の内容と変わったことは特になかったので、ここではそのような実態だということをお伝えさせていただければと思います。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 明確な対応、答えはなかったというような理解をさせていただきます。先日の

話になりますけれども、お忙しい中、町長や総務課長、担当の産業課長、係長もご出席いただいた9月14日の日本海沿岸地域の津波被害と対策シンポジウムでは、地震工学、津波の権威の学者が、海底活断層の調査評価が終わらなければ最大津波のシミュレーションができない。すなわち地震、津波で倒壊しないための耐震設計基準がないと言っておられました。さらに、そんな状況の中、安全性については事業者任せというような現状であります、その点はどうなのでしょう。今村先生は、日本海の津波は陸地に挟まれているので、陸地、日本列島と大陸との間を何往復もして、収まるまでには何時間もかかるとお話しされていました。元旦の能登半島沖地震のときは、波が収まるまで24時間かかったそうです。水の力の恐ろしさについては、7月25日に経験したばかりです。町長としては、シンポジウムの対談を聞いて、津波と洋上風車の安全性について、どのようにお考えになったか教えていただけますか。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 先日は、シンポジウムにおきましては、参加、不参加の行き違いがあって、駒井議員にご心配をおかけしたと思います。その後に私は参加ということで、また担当課の者も3名、またプラスして防災の総務課長もお伺いさせていただきました。安全性について、私がこの洋上風力発電のものが安全であるとは決して言い難いのです。ただ、先ほど11番、齋藤議員がおっしゃったようなSDGsや、あとこれからどうやって地球温暖化を止めていくかということにおいて、私たちは町としても何か取組をしなければいけない。また、そこで不安なことが起きているということも、実際私もこの10年余り皆様の声を聞いてまいりましたので、駒井議員と共にまずはこうやって議論もそうですし、お話をきちんと聞くことを主にしてできることをやっていきたいと思っております。決して洋上風力発電は安全ですからということは、あのシンポジウムもそうですし、どんな職員の皆さんもそうですし、そのような発言をすることはありませんし、ただ不安に思っている方たち、町民の皆様の気持ちを第一に考えて日々活動、そして業務に当たっていきたくと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 町長は、洋上風力については安全だとは思ってはいないけれども、いろいろな環境とかを考えた上では進めても致し方がないというような理解になりますでしょうか。遊佐沖洋上風力は、ただいま事業者の選定中です。採点項目では、最短で建設できること、また電気料金はFITということで、FITと違わせて国が電力を買い取る制度ではないと聞きました。ということは、つまり企業が全て利益を出していかなければならないという状況だと思うのですけれども、そういう場合って企業は経費を抑えるように動くのではないかと感じてしまいます。そして、そういう場合って安全性が一番軽視されるのではないかととても心配しています。そして、エネ庁から安全性について明確な回答がないのであれば、本当に安全でないけれども、進めるというのは、環境ということでしたけれども、それが本当に町民のためになるから進めるということになりますか。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 駒井議員、大変恐縮です。私も一生懸命考えるので、もう一回流れ、多分そちらには原稿がおりて、多分駒井議員はすごく努力家で、勉強家なので、それ用意なさっている、私今ぶっつけ本番でいただいているので、もう一回お願いしていいですか。

(何事か声あり)

町 長 (松永裕美君) この件につきましては、私、すみません、また後で回答しますので、課長をして答弁いたさせます。

議 長 (高橋冠治君) 太田産業課長。

産業課長 (太田智光君) 私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

現在国のほうで、ご案内のとおり公募の審査に入っているところであります。国によれば、安全性に関しての件でありますけれども、日本の審査の基準、国の基準は非常に厳しいと。先ほど町長の答弁の中で、先日資源エネルギー庁に訪問した際に、新たに安全性についてこのような知見があるといいますか、学者の先生方のご意見があるとか、そういうところの新たなものは示されてはいないのですけれども、国のほうでは世界にも増して最も厳しい基準で審査をするというふうに以前から伝えられておりますので、その基準をもって現在国が審査をしているものというふうに認識をしております。

先日事業者の提案の内容の概要版であります、山形県のほうから意見聴取ということで資料の若干の提示がありまして、町のほうでも意見を述べさせてもらったところですが、それによれば様々な各事業者が前にもお話ししておりますけれども、地域貢献、漁業振興に関わるいろんな施策を提案いただいているような内容でありましたので、どの事業者が選ばれるかは全く分かりませんが、どちらの事業者が選ばれてもしっかりした国の基準に基づいて設置するものだというふうに認識をしております。

以上であります。

議 長 (高橋冠治君) 3番、駒井江美子議員。

3 番 (駒井江美子君) ありがとうございます。ちょっと質問が分かりにくくて申し訳ありませんでした。世界一厳しい審査だということは、遊佐部会だか、いつだったかにも聞いた記憶がありますけれども、でも風車自体はヨーロッパとか、そういう基準で造られたものが輸入されるわけで、そのヨーロッパの基準に合ったものが日本の風土に本当に合っているのかというところが今のところ明確でないというか、そこら辺が私というか、町の方も、シンポジウムとかに参加された方は一番心配されているところだと思います。そこがはっきり示されていない以上、マイナンバー制度もそうですけれども、今の国を信用して大丈夫だよって言われても、どうしても私は何か分かりましたと言えないでいます。なので、それで国が責任を持って何かしてくれるということは、能登半島沖の地震が起きてからまだ全然復興が進んでいない状況とか見ましても、どうしても思えないのです。なので、国の事業だから、事業者が決まったらプランが明らかになるからって、あまり決まったら分かるって言われても、何か後出しじゃんけんみたいな感じで、ちょっと本当にどうなのだろうって私は思ってしまうわけです。

それで、長周新聞さんの報道なのですが、秋田の洋上風力について取り上げられていました。その記事では、もうかるのは風車を提供する外資とそういう大きなものを建てることのできる大手の建設会社だけで、地元の参入のチャンスはあまりないというような内容でした。陸上を含め、たくさんの風車が建っている秋田ですけれども、地域が活性化したという話はあまり聞かないというか、一番人口減少が高いというような報道が多いような気がします。なので、見えないメリットですとか、具体的でないメリット、あとは国の事業だからというところで、そういう町とか自分の安全が脅かされるところに目をつぶってしまうというか、そういうところを……うまく言えないですけれども、何かもうちょっと考えて、経

済的メリットも確かに大事ですし、町の存続を考えた場合には本当に大事なのかもしれません。ただ、安全性が明確ではない以上、地震も限りなくゼロに近いということですが、ゼロではないわけで、そうしたらやっぱりいつ起こるか分からないということです。今村先生もしなやかさ、事前防災が大切だっておっしゃっておられました。しなやかさという言葉は、町長も以前何か使われていたような気がします。そのしなやかさと洋上風力という言葉が併存というか、一緒に生きられるものなのかどうかということをもう一度本当に町だけではなくて、町に住んでいる住民とかも本当によく考えて、途中だろうが何だろうが関係なく、いろいろ声を上げるべきところは声を上げていていただきたいと思っています。

時間が少なくなってきたので、次に移ります。何かありましたっけ。すみません。どうぞ。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 洋上風力の安全性のことは再三出ておりますが、私も先日のシンポジウムに参加させていただいております。私も町長と同じように安全性について町民の皆様には100%大丈夫だと言い切れるような、今そんな気持ちは持ってはおりません。ただ、国のスケジュールで進んでいる現状の中で、12月に事業所が決定します。事業所が決定して、どこのどういうメーカーの風車が建つかというのも、そこまでは分かりませんので、決定したらすぐにでも国、事業者と一緒に協議といたしますか、安全性の確認等はしっかり行っていききたいと思っています。事業所が決まれば、法定協議会の中に事業者も入って、今度協議会の中でも検討を進めていきますが、それとは別に必ずしも協議会のみが検討、協議の場とは思っておりませんので、しっかりと確認をしていききたいというふうに思っているところであります。

あと、もう一つ、経済波及効果の件につきましては、今議員おっしゃられましたけれども、秋田県内でもいろんな事業所がいろんな新しい事業で取り組まれて会社の経営がよくなっているというところもちゃんと事実ありますので、そういうところも我々ももっと分析をして、事業者が決まってからというお話になりますけれども、どのくらいプラスになれるかしっかりと検討していききたい、事業所と協議をしていききたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 詳細ありがとうございます。いろんな会社が立ち上がって活動されているということは大変いいことだと思うのですが、長周新聞さんには地元だとそんな大きい設備を持った建設会社もないので、大きいところ、何かそこですと秋田市に取られてしまうとか、そういうところもありまして、遊佐町でいうと宿泊施設とか飲食店は潤うかもしれないということですが、そんなに遊佐町は宿泊施設も多くないので、全て酒田市さんに流れてしまうのではないのかなというおそれもあるわけで、何か酒田市のための洋上風力になってしまうのではないのかなと、酒田市にお勤めの方も多くいらっしゃるの、いいのか、悪いのかは分かりませんが、そういうところも考えながら進めるというか、検討していただきたいと思っています。

では最後に、まちづくりセンターのことについてお聞きします。遊佐町公共施設等総合管理計画に基づいて管理されているということでした。まずは、現在のまちづくりセンターの現状を見ていただけたらと思いますので、写真を撮ってまいりましたので、見ていただけたらと思います。これが、まちづくりセンターの2階の和室になります。もともとちょっと天井がおかしくて、何か怪しかったのですが、先

日の7月25日のときに完全に雨漏りをするようになりまして、もういつ雨が降るのか分からないので、このような状況で日々なっています。だから、和室を使いたくても使えない状況で、11月2日、3日に文化祭があるのですけれども、それまでに何とかしてほしいとお願いしているところのようです。

それで、その次ですけれども、その次が同じ2階の元の応接室ということで、物置のように使っていたところなのだそうですけれども、やっぱり7月25日の大雨のときに雨漏りがしてしまって、畳がぬれてしまったので、畳は災害ごみとして捨てさせていただいて、現在は畳を剥がして、やっぱり雨漏りが続くので、バケツを置いているという状況になります。

次の写真が1階の講堂の外壁なのですが、これは7月29日に剥がれて対応をお願いしたそうですけれども、ビニールなどで応急処置できませんかって言われて、現在もこのような状況になっています。

ここは、1階の事務室の天井なのですが、お盆休みの休業期間中明けて来てみたら、天井がこのように落ちていたということで、本当に人がいるときではなくてよかったよねとスタッフの方が話していました。以上になります。

遊佐町公共施設等総合管理計画には、施設劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行うことで施設の長寿命化を図りますと答弁にもありましたけれども、蕨岡のまちセンも劣化診断などを定期的に行っていたのか、ご存じでしたら、企画課長、教えてください。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今のお尋ねは、蕨岡まちづくりセンター、これまで劣化診断行ってきたのかというお尋ねでございます。私が知っている限り、劣化診断はこれまではしたことがございません。現状でいきますと、写真見せていただきましたけれども、こちらでも把握はしておりまして、当然のことながら11月2日、3日の蕨岡大文化祭でしたよね。そちらで2階の畳を多分皆さんの作品展示で使いたいといったようなお話は承っております。こちらでも当然使用に支障があるということを知っておりますので、何とかしたいなという思いはあるのですが、実際業者さんに見積り依頼と、そういったところまでは来ておりますけれども、いかんせん7月の大雨災害の対応で業者さんもお忙しくていらっしゃるって、なかなか来ていただけないという実態がございます。

こういうことからしますと、11月の2日、3日のときにはどこまで対応し切れているかなという、こちらでも不安ではありますので、そういったこともまちづくり協議会、まち協さんのほうにも伝えながら、可能であればですけれども、例えば2階の使い方を少し改めていただくとか、今の施設の状況の中で何とか事業を成立させることができないのかとか、そういったところは相談をさせていただきたいなと思っております。いずれにしても、皆さんの利用に支障を来すような状態にしてはおけないと思っておりますので、対応はこちらのほうで考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 補修のため動いてくださっているとのことで、ありがとうございます。間に合わないかもしれないということですが、限りなく間に合うように、ぜひどうかよろしくお願ひしたいと思います。

まちづくりセンターは町の施設ですけれども、まちづくり協会に管理業務委託をしているという状況の理解で合っていますでしょうか。その契約書には、補修について等の条文というか、そういうものはありませんでしたので、修理などが必要なときは企画課に連絡するという対応は合っているのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今議員おっしゃいましたとおり、センター、施設の管理運営についてはまちづくり協会さんのほうに委託契約という形をお願いをしております。その契約書の中には、修繕関係のところは明確にはたしか書いていないと思うのですけれども、当然のことながら施設自体は町のものでありますので、そちらに不具合等、工事、修繕等しなければいけない事案が生じたときには町のほうで対応をこれまでもしてきておりますし、これからも同じ対応になるかと思えます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） では、これまでのやり方どおりに、何か補修が必要な部分については担当の企画課に連絡するというで合っているということを理解しました。

そして、実際に修理に向けて動いていくのは、では企画課と対応する業者さんの間でやり取りして進んでいくという形になりますか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

こちらから業者さんのほうをお願いをして、現地を見ていただいて、修理の場合ですけれども、どういった工法があるのか、こちらとしましてもなるべく限られた予算の中でやりたいと思っておりますので、過大な工事はできないということになりますけれども、当然業者さんからの提案を受けながら、実際施設を管理していただいているまち協の方々との調整、修理に入るとすればいつからいつの期間が可能なのかとか、そういった部分での調整等にも入っていただくことになろうかと思えますので、そういったやり方はこれまでと同じであります。そんな対応をしております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） では、企画課の担当の方がいかに動くかで修理の状況とかも変わってくる可能性があるという理解をしているのですけれども、今回の4か所についても水害の後ということもありまして、何か対応がスムーズではなかったようなところもあって、まちづくりセンターの移転の件もあって、何かもう私たちは見捨てられているのだろうかというようなお気持ちに職員の方がなっていたようでしたので、お忙しい状況なども分かるのですけれども、補修についても本当に65年で旧耐震制度のものであり、あの状況ですといつ何があってもおかしくないような状況なので、何もないような形で移転が終わるまでは使わなければいけないので、対応していただけたらと思っています。

また、ほかにも本当に老朽化が進んでいる生涯学習センターですとか、町体も当たるのでしょうか、そういうところもあると思えますので、蕨岡まちづくりセンターのような状態になる前に、早め、早めに劣化診断等を行って、無駄な費用がかからないように対応していただきたいとお願いして、これで私の質問

は終わります。

議長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の一般質問は終わります。

その前に傍聴者にお願いがございます。遊佐町議会傍聴規則第8条に、傍聴人は傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければいけないということがございます。第1項に、議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を証明しないということがございますので、傍聴の皆さんは協力をお願いしたいと思います。

それでは、8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 7月25日からの豪雨災害では被害総額約1,050億円であり、山形県内の災害では過去最大だと9月25日に山形県から発表されました。報道されたとおり、県内では災害対応中の警察官2人と避難途中だった80代の女性の方と合わせて3人が死亡したほか、最上川などの河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、住宅や田んぼなどに大きな被害が出たのは本当に残念なことでした。25日時点の県のまとめによりますと、河川の氾濫は最上川とその支流を中心に24河川40か所に上り、土砂災害が48か所で発生したそうです。住宅被害は、酒田市で775棟、当遊佐町では312棟、戸沢村で226棟、鶴岡市で113棟などと17市町村で合わせて1,700棟余りに上っているとのこと。また、農林水産業の被害は、田んぼへの土砂の流入などで被害が266億円余り、商工業関係の被害は商店や旅館などで27億円余りとなっているそうです。このほか公共土木施設の被害は、県と市町村が管理する道路や河川の護岸の損壊などが合わせて2,116か所で確認されていて、被害額はおよそ755億円となっているとのこと。当町でも甚大な被害が発生し、現在も復旧に向け、被害当事者の方々はもとより、町長を先頭に町職員の皆さん、社会福祉協議会職員の皆様、ボランティアの皆様方が全力を挙げて対応中と認識しています。本当にありがとうございます。また、亡くなられた3名のご冥福と被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げる次第です。

さて、今回の豪雨災害を受け、現在も、先ほど申し述べたとおり、被災対応中であることを承知しつつ、今現在でのその被害状況を把握、分析し、今後の町政にどのように反映させるかについてお伺いいたします。まず、被害者への対応についてお伺いいたします。長期避難場所の確保についてであります。災害復旧仮設住宅等の設置予定場所を検討、確保していらっしゃるのかどうかお伺いします。

また、初期避難場所におけるプライバシーの保護、冷暖房対策等についてもお尋ねします。

復旧に関し、各種補助金等の周知説明、手続方法等の周知についてお尋ねします。

次に、災害ごみ対策についてお伺いします。今回当初2か所に集積をしましたが、1か所は程なく満杯になった模様でございます。複数の集積場所確保と早期の処理方法の検討についてお尋ねします。

また、ごみの搬送手段を持ち合わせていない被災者への対応についてお伺いいたします。

次に、消防団員の装備品に関する検討についてお伺いいたします。救命胴衣、ライフジャケット、胴付長靴、ゴムボート等の配備状況と今後の必要と思われるものについてお尋ねをします。

また、豪雨災害の被害をできる限り少なくするための施策について、町が対処すべき事項についてお伺いします。

さらに、町民が対処すべき事項は町でどのように啓蒙、啓発活動を行う予定でいるのかお尋ねをします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、8番、佐藤俊太郎議員のご質問に答弁させていただきます。

被災者の方々への対応といたしまして、長期避難場所の確保などで、まず災害復旧仮設住宅などの設置予定場所についてのお尋ねがございましたが、仮設住宅の建設予定地といたしましては、町民体育館南側の広場、旧とりみ荘脇の駐車場、遊佐町総合運動公園の3か所で266戸の応急仮設住宅の建設が可能として指定させていただいております。この266戸でございますが、遊佐町では庄内平野東縁断層帯を震源といたします地震がもし仮に発生しました際には、全壊戸数が1,281棟と推測されておまして、その20%が仮設住宅の必要数とされているため、266戸を建設戸数とさせていただいたものでございます。

次に、避難場所におきますプライバシーの保護、冷暖房対策などについてでございますが、町が指定いたします指定避難所は公共施設などで19か所ございます。ただ、旧小学校体育館や町民体育館は冷暖房設備がございません。今回の災害の際は、避難者数の推移によりまして、冷暖房のある避難所になるべく早く移動していただきました。また、プライバシーの保護につきましては、屋内テント76張り備蓄しておりますが、避難者数の減少と避難者の早期の宿泊施設への移動によりまして、今回は使用してはおりません。

次に、復旧に関し、各種補助金などの周知、説明や手続方法などの周知についてでございますが、今回の水害で被災なされた皆様に対しては、住宅の応急修理と生活家電の購入支援を行わせていただいております。こちらの支援の対象者の皆様は、罹災証明で床上浸水以上の被災者の方々を対象になるため、罹災証明書の交付者に対して直接ご自宅に1通1通郵送させていただき、その周知を図らせていただいております。

次に、災害ごみ対策についてであります。複数の集積場所の確保と早期の処理、搬送手段を持ち合わせていない被災者の皆様への対応につきましては、災害発生時における重要な課題でございます。町の現状といたしまして、候補地の検討はしてはおりますが、具体的な選定までは実は行ってはおりませんでした。早期搬入受入れを実施するために、敷き鉄板を置かずに対応できる場所といたしましてサン・スポーツランド遊佐駐車場とあぼん西浜南側、こちらは旧とりみ荘脇の駐車場でございます。こちらを急いで選定させていただきまして、7月27日からの搬入受入れを開始させていただきました。議員ご指摘のとおり、サン・スポーツランド遊佐は搬出作業をする必要があったことから、開始2週間で閉鎖することにはなりましたが、あぼん西浜南側、旧とりみ荘脇駐車場は十分な広さを有しておまして、災害廃棄物の搬入の量から判断して1か所の運営とすることにいたしました。

災害廃棄物の処理も早期の対応が必要となるため、8月1日に山形県へ応援要請を行わせていただきまして、一般社団法人山形県産業資源循環協会と業務委託契約を締結し、処理を行っております。実際の作業は、本協会の会員であります遊佐町、酒田市に所在する会員法人を中心として行っております。搬出先といたしましては、区域内で処理できるものは区域内で、処理が困難なものにつきましては他市へ処理協議を行わせていただき、早期に処理できるように実施させていただいております。

搬送手段を持ち合わせていない住民の皆様には、町で個別に対応することがどうしても困難になるため、この度の災害につきましてはボランティアセンターを活用させていただきまして、処理をお願いしたところでございます。議員の皆様にも、ボランティアに参加していただいたということを聞いております。感謝申し上げます。なお、7月27日受入れ初日に酒田南高の野球部の皆さんがサン・スポーツランド遊佐の仮置場にボランティアに訪れてくださって、被災者の方々が搬入した災害廃棄物を部員の皆さんが一人一

人トラックから下ろす作業を手伝ってくれました。その当手を思い返しますと、ひっきりなしに搬入がございましたので、仮置場内の混雑の解消に本当につながりましたし、そのときの被災者の皆様方は野球部の部員の皆様のはつらつとした笑顔に助けられたと、本当に労力の負担軽減になったと、今ここで再度酒田南高校の野球部の皆さん、またたくさんの若い方たち、ボランティアして下さった方たちに御礼申し上げます。このような災害発生時は、ボランティアや地域の方々の協力が非常に大きな力となり助かりました。

次に、消防団員の装備品に関する検討についてでございます。救命胴衣は、消防団の各ポンプ庫や町の水防倉庫に約400着備蓄されておりますが、今回の水害時の救助に当たっていただいた消防団員の皆様全員に救命胴衣を着用させなかったことは反省の第一点であり、今後の課題だと思っております。今後水害で出動するときには救命胴衣の着用を徹底いたしますので、今回の反省点といたします。また、ゴムボートの配備につきましてでございますが、遊佐地区のゴムボートは和田地区にあります水防倉庫に配備されておりまして、救助で使用する際には月光川を越えていかなければなりません。また、吹浦地区におきましてはゴムボートの配備がなくて、菅野の水防倉庫から運び出し、救助に当たらせていただきました。そこで、ゴムボートの配備を十日町と吹浦宿町のポンプ庫にあらかじめ配備できないものか、今後消防団員の皆様と検討し、救命胴衣と併せて必要数で不足があれば購入などをして、議員おっしゃるように配備していきたいと考えております。

最後になりますが、豪雨災害の被害をできる限り少なくするための施策についてでございますが、まずは町民の皆様いろんな面で啓発活動を展開していくこと、広報で知らせたり、いろんな場所で声をかけ合ったり、区長の皆様ともこれからはもっと密に様々な展開をしていかなければいけないと思っております。ハード面としては、六日町地区、下吉出地区の月光川の堤防の築堤と河床のしゅんせつを引き続き河川管理者である山形県に要望していくことが必要であるとも考えております。また、7番議員への答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、吹浦都市下水道におきましては、河川の水位が上昇して集落内に逆流することを防止するために、今回は水門を閉門させていただきました。その際、事前に協定しております水中ポンプ設置協力業者に設置の指示を発令し、水中ポンプ合計5台を設置し、排水させていただきましたが、線状降水帯による降雨量によりまして排水が追いつかず、内水による浸水被害が生じたものと考えられます。遊佐都市下水道においては、山形県の月光川河川整備事業におきまして、都市下水道流末の月光川との合流付近に樋門の設置予定がございます。今後は、遊佐都市下水道にも排水ポンプを設置することも含めまして、重要課題として町では検討を進めていきたいと考えております。

最後に、ソフト面としまして申し上げます。避難指示が発表されたときの情報の伝達と円滑な避難、また災害時の自助、お互いが助け合う、隣近所が助け合う、そのような昔ながらの遊佐町もさらにこれからは強化することも被害を少なくすることにつながるかと考えております。

これで答弁のほうは終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。この件につきましては、昨日も多々質問がございました。これから再質問いたしますけれども、重複した場合にはどうぞご容赦をお願いしたいと思います。

まず、一番初めの仮設住宅の予定でございますが、確たる予定数値から算出した266戸の建設予定があるというご答弁をいただき、安心をしたことでございます。ただ、この場所がごみの集積所と一部重複をしている場所がございますので、これについては今後の検討の一つではなかろうかと思いました。

次に、冷暖房についてお尋ねをしましたが、残念ながら小学校体育館や町民体育館は冷房の設備がないとのご答弁ございました。今日の新聞報道で熱中症に関する報道がございました。今期674人搬送、内容は一番多いのが発生場所は室内、つまり室内で最多の299人が熱中症となり搬送をされているという報道でございます。当然夏場、冷房設備がないところに避難をした場合には、熱中症ということが非常に気がかりになると思われま。ちまたでは、スポットクーラーなるものも市販されているやに承知しております。この点の検討もしくは熱中症対策グッズ、インターネットで検索するといっぱい出てきます。こういうものの検討。あとは、避難をされる方は、昨日の町長答弁にも身一つで避難をされてこられる方が非常に多かったと、そういう件を考慮すれば、水分補給のための水、または塩分を補給するためのもの等々の配備が各避難所に必要ではないかと思いますが、これについてはどのようなご所見でしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、冷房のない避難所に冷房設備といいますが、そういったものの配備というようなご質問でございましたけれども、それについては、大型の扇風機なのですけれども、3台ほどなのですけれども、役場の脇の防災倉庫のほうに大型の扇風機はございます。ただ、それだけでは賄え切れない部分はあるのですけれども、あと令和2年だったか、3年だったか、ちょっと忘れてしまったのですけれども、旧小学校も含めて、小学校の普通教室にエアコンを設置しなければいけないということで、文科省のほうで補助金もつきまして、その関係で旧小学校普通教室にエアコンがついている状況であります。もしそれが使えるのであれば、それも活用できればとも考えておりますし、あとどうしてもスポットクーラーとか必要なのであれば、それも検討していかなければいけないのかなと考えております。

あと、そのほかに何かいろいろ冷やすためのグッズだとか、そのようなものもお話もございましたけれども、今回の10月の補正予算でもちょっと考えさせていただいているのですけれども、前回の能登半島地震のときの遊佐町での状況、あとこの間の7月25日の大雨での状況を見まして、やはり個人で防災備蓄品なんかを持ってくる方が非常に少なかったと。一応防災倉庫には備蓄品等、いろいろなものが置いてあるわけなのですけれども、それも限りがございますので、やっぱりそういった個人で持つてくるというか、自助、公助の自助という考え方からすれば、そういった自分でそろえることに対する補助も必要なのではないかということで、その個人に対する補助金、ヘルメットとか、そういったものも含めて、あと先ほどございましたけれども、冷やすためのグッズなんかも含めて、その分の2分の1を町のほうで補助してということで今回の補正予算に上げさせていただいているのですけれども、そういったことも含めて自助の部分を何とか強化することができればなということで今考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 補正でそういう対応をするというお話を聞き、素早い対応がなされていると非常に心強く感じております。ぜひ実施をしていただきたく思います。私ごとなのですが、以前山形

沖地震が発生した際に、私の家族の、私はそうは思っていないのですけれども、一員だと思っているペットを素早くペットのキャリーというのでしょうか、それに入れて避難をする用意をしました。しかし、避難に至ることなくその場で過ごしたわけですけれども、今回話によりますとペットと一緒に避難をされたという事案があったそうです。町長は、令和2年の12月議会で同行避難についてお尋ねをされています。やはり今回は本当に実際のことであり、いろんなことが発生したわけですけれども、短時間で解除になったおかげでそんなに問題にならなかったのだけれども、これが最悪ももっとも長い期間対応せざるを得なかった場合のことについて、私はそれを重点にお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。今回は、大型犬を連れてこられた方もいらっしゃったようですけれども、その大型犬が運ばれてきたところが、水が引いたので、すぐに自宅のほうにわんちゃんだけつないできたというようなお話を聞きました。それはそれで本当によかったわけですけれども、やはり今後の検討として、その付近を検討すべき事項として、やっぱりやっておくべきかなと思います。これも今朝の新聞報道です。ペットの屋内避難所が理想だという谷地高校の女生徒の方が投稿しています。しかし、我々一般の者が考えることと行政で一人一人に対応できるということは、やはり限度があるとは思いますが、これを機会にペットの同行避難について一度お考えをいただきたいと思いました。

次に、ごみについてでございますが、以前全員協議会でこの場所、候補地を設定したという説明が旧庁舎のときにあったように記憶をしております。そのとき私は、あちらこちらに災害ボランティアとして行った経験から、そのときの災害とは関係がないだろうと思われるようなごみが多々見受けられたので、こういう状況がありますけれども、どうしますかという質問をしました。そのとき性善説によって、それはしようがないのではないかなというようなご回答でした。それで、今回もあぼんの隣の集積所、私も見させてもらいましたけれども、かなり災害とはちょっと違うのではないかなと思われるようなごみが散見されました。それで、インターネット上で災害片づけごみの回収を開始しますという、能登の輪島市のホームページ上に載っているものでございます。これには、あらかじめ回収できるもの、回収できないものと明記されております。これによって、回収できないものの搬入が抑えられると私は思っております。やはり今回を契機に、こういう検討もすべきではなからうかと思っております。

さらに、私の友人が酒田市内で今回被災しました。私軽トラを持っている関係上、最初に一條の集積所、ここもしばらくして満杯になって、ほかの……ちょっと私場所はあまりよく分からないので、墓地の跡地だというようなところに場所が変わりまして、そこのほうに搬出のお手伝いをしてまいりました。酒田は、行ったときに住所、氏名、電話等の記入をする場所がございました。これによって、やはり捨ててはいけないうものを便乗して捨てるというようなことが少しでも防止になるのかなと思いつつも見てまいりました。もちろんここにはテントがありまして、係の方たちがやはり手伝ってくれました。

先ほど町長ご答弁で、南高の野球部の方たちのボランティアのお手伝いということでございましたが、遊佐高校でもボランティアに積極的に参加して、遊佐町で活躍をしてくれております。南高も大変助かっていますけれども、遊佐町の遊佐高校生がお手伝いをしていると、これはインターネット上の報道なのですけれども、記録的な豪雨に見舞われた山形県内では、災害ボランティアセンターが各地に設置された。それで、このボランティアにおでこBASEに参加されている当遊佐高校卒業生の、山形新聞でも個人名が出ていますので、これは多分大丈夫だと思いますけれども、安藤希祥さんが中心になって活躍をしてく

れたということです。延べ285人が69の現場で復旧作業に当たったという記載でございます。当然町の被災された皆様は、大助かりということは間違いないと思います。

新聞報道とはまた別なのですけれども、Kさんとしましょう。Kさん、87歳によると、25日は床上数十センチメートルまで浸水した。ご自宅です。家の外に出ると腰まで水につかり、ボートで救助された。Kさんは、腰が悪いので自分では片づけられない。ボランティアは、泥だらけになってやってくれて、本当に感謝しかないと目を細めている。この災害ボランティア活動は、遊佐駅前で中高生のサードプレイスを運営している学生団体、おでこBASEが音頭を取って26日から始めた。共同代表の安藤希祥さんが、友人の家が冠水した様子を目の当たりにしてボランティア活動を思いついたと。昨日もこの話は出ましたけれども、非常に遊佐町の助けになっていたという事実も、やはりこのごみの片づけとともに私も紹介をしたいと思った次第です。

さらには、今回持ってきてほしくないと思われるごみに関して、遊佐町ではどのようなご見解か、ちょっとご質問いたします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

回収できないようなごみについて、町ではどのようなご見解かということでございますが、まず今回の災害に関しまして、災害ごみ、災害廃棄物の仮置場の開設につきましては、発生後すぐに被災者の方々から早急に災害ごみの仮置場を開設してほしいというようにお声をいただきまして、何も特に調べないままといたしますか、まず動くということで開設したというような状況でございました。そういったことで、今回の災害ごみの仮置場の開設につきましては、至らない点が多々あったのではないかと考えているところでございます。その後東北地方の環境事務所さん、それから庄内総合支庁環境課の皆様からいろいろアドバイスをいただいたところでございます。先ほど性善説でというようなお話も議員のほうからありましたけれども、なかなかその現場におりますと被災された方々に一々こういうものは回収していないのだということもはばかれるような、ちょっと言いにくいところもございまして、置いていってもらっていたところも実際あります。今後につきましては、今回の災害の経験を踏まえまして、再度災害が起こってはいけないわけではございますけれども、そういった仮置場の件につきましても対策をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 他と比べると非常に早い集積所の開設で、被災者の方々に喜ばれたという声も実際あるようですので、それは非常によかったと思っております。それで、また課長のご答弁で、今回の反省点は次に生かすのだと、そういうご答弁でした。ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいと思います。

生活家電の購入、住宅の応急修理についてでございますけれども、10月4日現在の対策本部会議での報告事項として生活家電の購入支援の申請数が71件、住宅の応急修理の申込件数が50件、これパーセンテージにすると40.57%、28.57%、住宅の応急修理というあまり高い数値ではないように思われます。住宅の応急修理については、先ほども申しました私の友人はもうその場所には住まないという話をしております

た。住まないから、当然その住宅を修理するというようなことにはならないのだと思います。今回も被災はしたが、住宅の応急の修理も今後しないのだというような方も中にはいらっしゃるのかなと思ってございます。それについての把握はどうかということはお尋ねしませんけれども、今後被災住宅に住まない場合には当然空き家となるわけです。それで補修もしなければ、行く行くは朽ちていくのだと思いますけれども、これについて能登のほうでは全壊等々については公費解体という方法があるという報道がなされていますけれども、遊佐で公費解体の条件としては全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊までオーケーだとインターネット上では書かれております。中規模半壊、半壊、これも公費解体、今能登のほうではこれが対象になっているということでございます。当町でもそういうのが適用になれば解体という方向に向かうのだらうと思いますけれども、これにならなかった場合には、やはり町の危険空き家等々の解体補助、これに対応するという理解でよろしいでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、遊佐町においては、被害状況を申し上げますけれども、中規模半壊が1世帯、あと半壊が111世帯、準半壊が5世帯と、一部損壊というのは床下になるわけなのですけれども、それは58世帯、今罹災証明を受け付けている分にはそういうことなのですけれども、まず住宅の修繕ということでいろいろ地域生活課のほうで申請を受け付けてやっているわけなのですけれども、もしそれに該当しなくて、危険空き家ということで申請がもし出てくれば、それについて危険空き家ということで対処していかなければいけないのかなとは考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 高齢化の町でございます。被災された方の状況を完全に把握されてはいらっしゃるかどうか分かりませんが、やはり高齢の方が占められている割合が多いのだらうと思われま。そこら辺をやっぱり加味して、今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、消防団員の装備品についてでございます。救命胴衣が各ポンプ庫や町の水防倉庫に約400着備蓄されているというご答弁をいただき、非常に心強く思った次第です。これは、10月4日付の新聞報道です。かなりのところで全く持っていないというところがございます。やはり今回、先ほども申しましたが、警察官2名が亡くなられたのはライフジャケットを着けていないがためという面も大きいということで、県では救命胴衣について後押しするということが記載されております。400着というご答弁ですけれども、県内消防団の救命胴衣配置状況、24年4月1日現在県まとめ、県のまとめだと遊佐では260着配備されているというようなことで新聞に報道をされております。やはりこれは、うちは400あるのだよというようなことを早く県のほうにご報告なされたほうがよろしいかと思ひます。9月号の広報ゆぎの6ページ、町長の部屋のめるめるの一番最後に、腰までつかりながらの救助活動、吹浦駅周辺、吹浦保育園の園児を消防団員がおんぶ、またはだっこして救助したということも周知の事実ではございますが、やはり救命胴衣を着けることが非常に重要ではないかと思ひます。さらには、ゴムボートがあればなお安心だと思ひてございます。先ほどのご答弁のとおり、必要な場所に必要なものを配備する、ぜひお願ひをしたいと思います。

さらには、ゴムボートあるから、ではすぐ使えるかといったら、なかなかそうはいかないと思ひてございます。日頃の訓練が非常に重要だと思ひてございます。6月の一般質問で、私災害について、訓練につ

いてご質問をしております。そこで、吹浦保育園の訓練状況は、この第8期実施計画にもあるのですけれども、鳥海山の豊かな自然と調和した快適な暮らしの創造（暮らし・防災・環境）、この中に水害に対するものというものは残念ながら全くの記載がございません。なぜならばといえば、今までこういう被害が多くなかったからだとは私は思っております。次からは、絶対にこれは載ると思っています。我々は、経験を無駄にしないで、その経験をより次に生かす動物であるというふうに私は思っております。この経験を次には絶対に生かされると思っております。それで、私は若い頃、多摩川に緊急用のボートを持っていった経験がございます。残念ですが、目的は達成できませんでした。とにかく、町長もさっきおっしゃいました、水の力、人間があらがうことはできません。やはり我々町もそうですけれども、一番大切なのは人間の命です。生命、身体、次に財産です。やはり人の命を守るというのが、町の一番の責務だと思っております。そういう面から見れば、今回は誰一人命をなくする方がいらっしゃらないで、多少問題はあったかもしれないけれども、避難も十分行われたと。これは、これで非常によかったという思いでおります。

しかし、次またあった場合に今回と同じようにいくかといったら、それは限りなく疑問です。だから、今回の経験を次に生かす、これが非常に重要だろうと思っております。やはり訓練です。ゴムボートに乗って、まず川で動いてみる。動けないです、なかなか。水の抵抗があつて。それこそ胴つきの長靴履いていかがですかということについての回答はございません。担当は危ないって。危ないです、それは。使い方によっては、水が入って、身動きが取れなくなっておぼれた方がもういっぱいいらっしゃいます。しかし、それを危ないからといって、ここにある腰までつかって救助に当たれというふうに私は言えません。やはり必要なものは、危険を承知で配置して、危険を少なくするように訓練をするということを思っております。いかがですか、町長。これについて異存はございませんでしょう。

議 長（高橋冠治君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 町長から指示ありましたので、私から答弁をさせていただきます。

先ほど来、佐藤議員からは何かと貴重なご示唆をいただきました。提案もいただきました。全課にまたがる話でもありました。私からは、総括的にお話をさせていただきたいと思っておりますが、ペット同行避難の考え、あるいは災害廃棄物の便乗廃棄のこと、あるいは1次避難所としての条件整備、これはハード面、ソフト面もあろうかと思っております。それから、昨日あったかと思っておりますが、ボランティアセンターに登録のない有志ボランティアの団体との連携の在り方、そしてただいまありました消防団のこと、装備、訓練、消防団との連携、それから我々が話題にしております災害対策本部からの各団体、消防団含めての指示の出し方、もろもろあります。改めて総括を、反省、評価をしたいと思っております。ただいま言った考え方の再整理だとか、便乗廃棄に関する回収できる、できないの事前の周知、啓蒙、啓発等々の徹底も大切なのだと思っております。このようなことをしっかりと総括をしまして、最後にありましたとおり、この経験を無駄にしないで、次の教訓にしたいというふうに考えております。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 先ほど救命胴衣の件でご質問ございましたけれども、その件でちょっとお答えさせていただきます。

救命胴衣400あるということだったのですけれども、消防団員に配ったものが260で、140残りの分あるわけなのですけれども、和田と菅野の水防倉庫に備蓄されているということでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 町長あいさつというのがインターネット上の町のホームページにございます。ここでちょっと気になったことがございます。「鳥海山に守られていた私たちの穏やかな暮らしも、今回のような豪雨の前では無力であり、非力であることを思い知らされました」。私は、人間が無力であり、非力であるとは思ってございません。やはり自然の力は大きいです。それに我々人間はあらがうのではなく、調和をして、その経験を生かして次に生きるのではないかと思っております。この自然との調和、やはり非力、無力というような言葉は、なるべくはお使いにならないほうが私はよろしいのかなど。我々には力あります。それを信じて私は生きているつもりです。ぜひ前向きなご発言をお願いをしたいと思います。私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございます。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 8番、佐藤議員、私も今の発言を励みに頑張っております。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） これにて8番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

午後3時5分まで休憩いたします。

（午後2時51分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時05分）

議 長（高橋冠治君） 伊藤町民課長。

町民課長（伊藤治樹君） 先ほど3番、駒井議員の質問に答弁保留しておりました、健康保険証がひもづけられているマイナンバーカードの更新時期ということでございましたけれども、マイナンバーカードにひもづけられる保険証については、それぞれ民間企業だったり、それから国民健康保険だったりということで、その種類によって有効期限が設定されてございますけれども、マイナンバーカードにひもづけされている場合、マイナンバーカードの中のICチップの中に電子証明書、先ほども出てきましたけれども、電子証明書がありまして、こちらのほうを利用して本人確認をするというような機能になってございますので、例えば成年であれば、先ほど10年の期限あるということでございましたけれども、電子証明書の期限は5年ということでございます。また、健康保険証によって、例えばこれから5年、保険証が2年有効期限あったとします、その保険証が。ただ、電子証明書の期限が発行してから5回目の誕生日前までに更新しなければいけないので、保険証の有効期限が2年この先あったとしても、発行してから5回目の誕生日が直前に迫っている場合は、その電子証明書の期限を更新しないと保険証の期限が2年あったとしても使えなくなるということでございますので、成年の場合であってもマイナンバーカードにひもづけをして保険証を利用するというのであれば、発行した日から5回目の誕生日前までに更新が来ると、5年ごとに更新が来るとということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 一般質問に移ります。

5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 今定例会最後の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

7月25日に我が町を襲った豪雨災害から2か月半がたちますが、改めて被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧に携わっておられる方々のご労苦に御礼を申し上げます。近年全国的に多発する異常気象や自然災害の状況下で、今回当町においても生活や産業的基盤に甚大な被害を受けており、この非常事態を早期に復旧するために、今後一層遊佐町は最大限の英知と結集力で立ち向かわなければなりません。

さて、2008年に創設されたふるさと納税制度については、我が町にもこれまで全国の方々から多くのご寄附をいただき、財政面や地元経済に多大な影響を受けております。そもそもこの制度の発端は、地方間格差や過疎による税収の減少に悩む自治体に対する格差是正のためにつくられたものではあります。実態としては自治体間の競争が激化しており、このような中で全国の方々には遊佐町の魅力、つまり鳥海山、日本海、庄内平野などが育む環境や特産品に本当に目を向けていただいているのだろうか。と常々疑問を抱いてきました。今後ますます税収が減少していく中で、町が課題とする子育て、高齢者対策、交通インフラ整備や老朽施設を含めた整備等、そして何よりも災害復旧に向けた財政運営のための財源を確保するに当たり、このふるさと納税制度について今後どのように事業を進展させていくかについて。

1つ、近年納税額の変動が大きく、税収の見込みを立てにくい状況にある。この変動要因をどのように捉え、講じてきたか。

2つ、魅力ある遊佐町において、返礼品が目先の安値感やお得感だけでなく、品質のよさを他の自治体とどのように差別化を図っているのか。

3つ、返礼品の競争が激化する中、地域振興を目的としたブランド事業とどのように関連性を持って事業に取り組んでいくか。以上についてお伺いします。

次に、町の行政相談対応についてお伺いします。高齢化に伴う交通インフラ整備などが急がれる中、町民から寄せられる専門的な相談や来庁できない方への丁寧な対応が大切であると考えます。現状の相談体制における課題と、これを受けてどのような対策を講じるお考えかお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、5番、渋谷敏議員への答弁をさせていただきます。

本町のふるさと納税は、現在4つのポータルサイトを中心に寄附を募っております。年度を追うごとに順調に寄附額は増額して、昨年度は歴代最高の13億2,539万3,000円の寄附をいただいております。町の人気の返礼品はお米です。全体の9割以上を占めており、定期便や品種の違う米の食べ比べなどの返礼品が好評です。昨年度の高温障害による米の不作の影響から在庫が品薄となっしまい、今年度は米の返礼品が不足してしまい、寄附額は現在減少している状態でございます。

1つ目のご質問の寄附額の変動要因の件でございますが、これまでの対策ということで寄附という性質

上、明確な要因を見いだすのが難しく、国の制度基準の変更もある中で、具体的な対策を打ち出すというよりは、変動に対して予算を含めてどうフレキシブルに対応していくかということに我が町は力を注いでまいりました。自治体間との競争も過熱化しており、奪い合いのところがあり、魅力ある返礼品を生み出して確保することや、議員おっしゃるような情報発信も課題であると認識はしております。

さて、2つ目のご質問の返礼品の品質による差別化と3つ目のご質問のブランド事業との関連性についてでございますが、返礼品の中での特産品といたしましては、長年取り組ませていただいております遊佐ブランド推進事業で誕生しました遊佐カレーなどを取り扱っております、また遊佐町地域活性化拠点施設の共同加工場を拠点に生まれましたパブリカペーストといった返礼品もございます。さらに、新しい取組といたしまして、湧水の里、遊佐町のブランドイメージの浸透を図るため、水製造プロジェクトを展開し、返礼品全体のイメージアップにつなげてまいりたいと考えております。お米と水が遊佐の一番の自慢です。お米と水をプラスして、何とか今町が発展するように頑張りたいと思っております。

町といたしましては、今後も特産品開発を支援して、遊佐らしい特色ある返礼品づくりに努めて、ブランド推進事業での各種物産展への出展や発信やECサイト、インターネットの中でもそうですが、販路拡大を皆々様に周知を一生懸命図っていくとともに、おのおの関係機関、または様々な団体様、農協様などをはじめ、しっかりと連携して、時代に合った情報発信を展開しながら、より多くのご寄附をいただけるよう地道に引き続き進めてまいりたいと思っております。

2つ目の質問でございました行政相談の対応状況について答弁させていただきます。行政相談として実施しているものにつきましては、総務大臣から委託されました2名の行政相談員の方が毎月1回、第2水曜日に各地区を巡回して行わせていただいている、皆様ご存じの行政相談、また遊佐町社会福祉協議会で8月と12月を除き毎月1回行わせていただいている心配ごと相談や、また予約制で行わせていただいている弁護士による法律相談、法務大臣から委嘱されました6名の人権擁護委員が6月と12月に行っている人権相談などがございます。

課題といたしましては、役場内に常設している相談窓口はないため、各担当のほうへ個々につながりやすさや、相談者があらかじめ設定されている相談日に相談場所へ出向き行うこととなるため、即座の対応は困難であることが挙げられます。また、近年相談内容もかなり複雑化しており、様々な人間関係の悩みや様々な近隣トラブルであったり、様々な皆様の日々のお悩み事が多様化しているとお見受けいたします。また、一つの相談に対して、複数の分野の知識が必要になるケースが増えております。相談内容によっては、庁舎内で共有させていただく場合もございますが、ほとんどは個人情報を含んでしまう内容のため、残念ながら共有されないケースが多いと思われまます。

以上、登壇して、こちらの壇上から答弁させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） それでは、続いて自席から質問をさせていただきます。

まず、町長答弁、大変ありがとうございます。ただいまご答弁いただいた内容を踏まえまして、これから少し踏み込んでいろいろ質問させていただきたいというふうに思います。まず、総務課に質問させていただきますが、近年当町のふるさと納税額の実績を見ますと、令和2年度の6億3,000万円、令和3年度8億3,000万円、令和4年度8億7,000万円、令和5年度はただいま町長の答弁ございましたように13億

2,000万円と、特にこの5年度は例年より多い納税額となっております。あらかじめお願いをしておりますが、この納税寄附金額が一体どれくらい町の実質の歳入、実入りになっているかというところを調べていただきました。次年度へ2分の1を基金として積み立てているという、そういうところはございますが、まず配分前の、つまり寄附金の歳入から返礼品及びその必要経費、さらには町税減収分の普通交付税に算入されない25%分、これを差し引いた時点で、納税額から見た差引きの残額の割合は53.7%となっております。これは、普通交付税を勘案した内容となっております。令和5年度の13億2,000万円の納税額では、これからいきますと実に7億1,200万円が財政への実質の歳入となっていることが言えると思います。これは、遊佐町の令和6年度の予算の歳入、固定資産税相当、歳出では児童福祉費や農業費に近い金額になろうかと思えます。総務課では、このふるさと納税について、毎年この予算編成上の影響と、この事業の必要性をどのようにお考えかお聞きします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

ふるさと納税の寄附金について、どのように予算編成上お考えかというようなご質問でございましたけれども、まずふるさと納税の寄附金につきましては、予算科目上、歳入の寄附金として計上しておりますけれども、予算書、あと今回の定例会で上程しております令和5年度一般会計決算書を御覧いただいてもお分かりのとおり、歳入において大きな割合を占めております。このふるさと納税の寄附金につきましては、入ってきた寄附金のうち約2分の1は返礼品に係る事業費に充てられておりますけれども、残り2分の1はふるさと基金に積み立てて、翌年度にその同額を取り崩して、寄附された皆様のご意向に沿った事業の財源として充当しております。その分、本来それらの事業に充てられる一般財源をほかの事業に充てることができることとなりますので、現在ではこのふるさと納税が非常に重要な財源であると認識しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ただいまの答弁のとおり、町にとってはとても重要な事業であるということは共通認識できるものだと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、近年の実績を見ますと、年度ごとの変動が大きい状況というふうになっております。この変動が予算編成上どのような影響、それから課題があるかをお聞きします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、ふるさと納税寄附金につきましては、現在の予算編成上、重要な財源となっておりますし、ありがたく活用させていただいておりますけれども、その一方で議員がご指摘のとおり、各年度で寄附額に変動がありますので、その意味で他の財源と比べて財源としての安定性、歳入見込みが立てにくいということが課題であると考えております。運用上、今年度寄附いただいた寄附金の2分の1以上は基金に積み立て、翌年度に取り崩して活用することになっておりますけれども、仮に前年の寄附金が多く、これに合わせて積立金も例年より多額となって、今年度取り崩した金額を財源として事業費に拡大したところ、今年度の寄附金が前年度を下回った場合、翌年度の拡大した事業費の縮小

をしなければならない可能性もあって、財政計画的に事業の関係課にも影響が出てくると考えております。このことから、当初予算算定時にはこれまでの各年度の寄附額、制度変更等の情報から判断して、寄附見込額を計上しているという状況であります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 今答弁ありましたように、まずはこの変動があることによって安定性がなくなってしまう、見込みが立てにくくなるという、一方でそのような苦勞もされているということなのですが、まずこの町の財源の中で今後のやり方によっては非常に伸び代を持っている。しかも、他の自治体でも注目しているこのふるさと納税について、我が町でも寄附金の歳入に依存する部分も多いというふうに感じられます。ぜひともこの納税額を増やしたいと思うところは、至極当然のことではないかなというふうに思います。

それでは続きまして、産業課にこのふるさと納税の納税額に大きく影響する返礼品について、その現状と方策について質問を進めていきたいというふうに思います。ふるさと納税の額の実績については、先ほど申し上げましたとおりでございます、令和5年度13億2,000万円ということで特別多い納税額となっているという、そういう現状でございますが、一方で前年の令和4年度につきましては、全国平均で前年比1.2倍程度となっているのですが、当町の場合は8億7,000万円ということで、ほぼ前年並みと伸び悩んだようでございます。こここのところについて、さらには昨日6番議員も触れておりましたが、今年度の寄附金の予算額につきましては5億円程度ということでございまして、前年度よりは大きくダウンしているところでございます。改めて、この毎年の変動というのはどのような要因であるか、先ほど町長答弁もございましたけれども、一応所管のお考えもあるやに思いますので、どのように、特にこの令和4年度、令和5年度当たりの分析をされていれば、その内容をお聞きしたいというふうに思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

昨年度、令和5年度のふるさと納税額が非常に大きかったというところにつきましては、前回の議会でもお答えをしておりますけれども、昨年の令和5年10月からの制度見直しによりまして、9月に駆け込みの寄附があって非常に大きくなったと。その後12月から3月にかけては、米の定期便というものが非常に好評であったというところ。その好評だった要因としては、町にふるさと納税していただく多くの方が楽天のサイトを利用しておりますけれども、その楽天のサイトに遊佐町の米が上位のほうにランクをされたというところで、非常に多くの金額が寄附いただいたものだというふうに認識をしております。今議員のほうから令和3年度から4年度の全国平均に比べて本町のふるさと納税の伸び率が低いというお話もございましたが、特に町のほうで明確な理由、このような形だということでの分析はしていないところですが、逆に遡ると令和元年度から2年度については、全国的には1.3倍ほどの倍率でしたが、遊佐町においては3倍以上の増え方、翌2年度から3年度も国の平均より町の伸びは上回っていたという現状もありますので、特にこの3年度、4年度の分析は細かくはできていないですけれども、そのような経過だということと考えております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 納税額が上がるのはよろしいのですが、上がれば大変財政としてはありがたい話ですが、やはり下がったときの分析をしっかりとやらないと、その要因を潰していくというところが将来の安定財源のためには必ず必要なものではないかなというふうに考えます。

ちなみに、では遊佐町はどれくらいの立ち位置にいるのかと、ランキングの話ですが、全国では令和4年度では277位でした。5年度では200位と、若干ながらここは上がったというところでございますが、一方県内では令和4年度は14位、令和5年度では13位、このようなどころにいるわけで、大体4年度も、5年度も同じようなランキングのところにいるかなというふうなところでございます。先ほど米の返礼品の割合が多くを占めているという町長答弁いただきましたけれども、それでは9割ほどということではあるのですが、正確に米が占めている割合というのは、もう少し詳しくお分かりになればお聞きしたいです。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

町の返礼品に対する米の割合は、94%というふうに見ております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。94%が返礼品の中の米の割合だということでご説明をいただきましたが、昨年度急増した要因というのは課長から説明がございましたように、こういった中でもう一つ、そのものが米というものに、日用品に納税者が増加傾向であるというところもあるようでございます。そういったところでは、当町にとっては追い風ではないかなというところがございます。ただ、いかんせん先ほどあったように、楽天のポータルサイトにも米は残念ながら遊佐だけではございませんで、山形県だけでもございません。本当に北海道から九州まで、いろんなところから出品されているというところがございます。これを踏まえまして、もう少し返礼品をお聞きしたいのですが、この遊佐町の返礼品94%を占めるという、そういうご説明だったのですが、この供給元、これはどちらのほうから供給されているものなのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

米の供給元ですが、JAさんはお名前を言ってもいいのかもしれませんが、JAさんのほうで約32%、残りの民間の事業所2者で約68%、この3者でほぼほぼ90%強ということで、おおむねこの3者が実績ということであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） おっしゃるように、こういった3者、大きなところでは2者というふうになるのだろうと思いますが、こういったところから米が供給されているという、そういう状況、私もこれを伺うのは初めてでございまして、意外に想像とは違うなという感じがいたしまして、出身がJAという理由だけではございませんけれども、一般的に皆さんそう思われるのかなというふうに思った次第であります。

私が調べるのは、出身のところしか調べられませんので、そこに聞いたわけですが、まず集荷量につき

まして、JAの令和4年、令和5年、これは皆さんご存じように猛暑の影響がございまして、集荷収量で2年連続5万俵減少ということでありました。これが、先ほど課長もおっしゃった、12月以降に供給ができなくなったという、そういうところも原因の一つにあるわけでございます。これが、仮に過去のデータから、ではストップしなかったらどうだったのかという、そういうところを所管に調べてもらいまして、そうするとストップしないと3,000万円程度の寄附金があったのではないかとということなんです。先ほどの五十何%というのを見ると、約半分であれば1,500万円程度、これが実際の歳入の実入りがなくなってしまったという、そういうことも言えるのかなというふうに思います。結果として、返礼品の米の比率が94%ですから、この高いことがふるさと納税全体に影響してしまったという、そういうことが結果として言えるというふうに思います。

それでは、この米についてですが、昨年度のように米不足になった状況で、隣のS市等では仕入れ先も多方面にあるというふうにもお聞きしておりますし、現状やはりこの2者に関してはやはり大口の供給先というふうに思われますが、米不足になるような状況を踏まえましてふるさと納税で供給を受ける商品設定や数量確保、こういったところの協議はどのように今まで行われてきたのか、その辺をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

設定する返礼品でありますけれども、寄附者から人気の米の定期便というのをメインに、従来同様にJAさん、あとサイトに名前出ていますので、阿部ペイコクさんというところ、そこが大きい2者になりますけれども、そちらとは毎年同様の形でとか、そういう定期便とかという形でというところ、提供いただけるよう事前に協議は毎年行ってはおります。数量の確保につきましては、協力いただけるよう、可能な限り出していただけるようということをお願いをしているところでもありますけれども、今年度につきましては春先以降、やはりJAさんのほうでもストックは持っているというふうにも聞いておりましたけれども、当然それぞれが出荷するところの予定というのがありますので、追加のふるさと納税での数量をお願いしてもなかなかそれに応じてはいただけなかったということで、今年度は減少していたというような経過がございます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） JAで集荷が思うほどいくのであれば、割合的にはこのふるさと納税への供給も可能であるかなというふうには思うわけですが、先ほどの計画を見ますと5万ということでありましたので、それを見ますとかなり供給が落ちるという、そういう見立てのようでございますので、その辺は少し自治体でも、両自治体あるわけですが、そういったところをお願いしていきべきのかなというふうに思います。少し聞いたところ、今年の作況もさることながら、JAの集荷数量については今回の豪雨災害で1万俵ほど、これが減収ということではあります、そのほかに減少要因はいろいろあるのでしょうかけれども、昨年程度よりは若干少ないかな程度ですので、それほどさっき立てた計画ほどは落ちなくていいのかなという、簡単にそう思うのですけれども、その辺の企業とのしっかりした打合せなり協議がやっぱり必要であるし、その内容についても差し支えなかったら私もお聞きしたいなというところがございます。

一方では、供給の業者がほかにおられますので、そういったところのいろんなバリエーションを組んだふるさと納税への出品、そういったところもあるようですので、なかなかJAで行っていないようなところも現実には行っているというところが、このシェアにいろいろ関係しているようにお聞きしております。

ちょっとここで、次にふるさと納税の情報の発信について触れていきたいと思うのですが、まず一般行政報告で説明ありましたように、9月から就任した地域おこし協力隊、こちらの方が2名就任されたわけですが、この業務としまして情報発信及び遊佐町の健全な水循環保全の啓発業務ということでございます。私今回関係したいのは、この情報発信の部分でございまして、もしかしたらこれが今回の産業課の所管の情報発信には関わられるのか、全くそうではないのか、その辺の業務の内容についてお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えしたいと思います。

今般委嘱をいたしました地域おこし協力隊2名おりますけれども、そちらは今言われましたとおり、情報発信の部分と健全な水循環の周知といいたいまいしょうか、その事業に携わっていただくための隊員でございます。現状でいきますと、まだ着任したばかりでございますので、こちらで想定しておりますのが、当然のことながら、こちらで町の情報の発信、メインは広報となりますけれども、広報担当者などと連携をしながら、広報では伝え切れない部分ですとか、ほかから来ていただいて遊佐町を見ていただいた際に若い視点といいたいまいしょうか、移住者の視点で遊佐町のいいところを発信していただくと、そういった部分では関わっていただこうと思っておりますけれども、まだ今のところは例えば特産品ですとか、ふるさと納税で取り上げているものの発信とか、そういったところまではまだ話は及んでおりませんので、今後そういったところも情報発信の中に組み込むこともできるのかなと今お話を聞いて思ったところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） とてもいい答弁をいただきましたので、ぜひ前向きにふるさと納税への情報発信についてご検討いただければありがたいというふうに思います。大変ありがとうございます。

それでは、この情報発信、現在行っている、町が契約しているポータルサイトについては、数が4つでございます。その中に楽天もございますし、それからさとふる、こういったものもあります。ふるさとチョイス、こういったものもございます。この数が4つということなのですが、このうちの楽天ふるさと納税が大多数を占めてございます。割合が令和4年度で87.3%、このサイトの中で、4つの中で、令和5年度が92.7%と、しかもこの4つの中で楽天が増加傾向になっています。一方で、さとふるは減少傾向にあります。私さとふるの味方ではございませんので、そこはともかくなのですが、ただ特異な例としましては、全国的な傾向ではサイトが4つとかというのは非常に少ないです、見てみますと、1サイトが9割以上も占めるというのは、これもまた珍しい状況でございまして、これも所管ともいろいろ話はしているわけですが、これもなぜだろうかなという感じなのかもしれませんが、その経過についてはあえて説明は要らないかもしれませんが、これからこういったところのやり方というか、やはり窓口を広げる意味ではサイトは必ずしもこの4つでなくてもいいわけで、やっぱり多いところは普通は8つとか、そういったところが多いようでございます。実は、ポータルだけではないのです。この後また触れますが、

まずポータルについて、現状何でこの4つなのかというところをもし分かるようであればご説明をお願いします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

当町の現状の4つのサイト、今議員もおっしゃいましたが、楽天のふるさと納税とトラストバンクが運営されているふるさとチョイス、ANAのふるさと納税、モンベルのふるさと納税ということで4つということでもあります。当然それぞれのサイトを利用する場合は、手数料等いろいろ経費がかかってくるということもございますけれども、本町の場合はずっと以前から楽天が圧倒的シェアを誇っているというような状況でありまして、楽天がほぼほぼという形でありますので、あえて積極的にサイトを増やそうとか、そういうことを今まではしていなかったということだと思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） あまりよく、深く考えていなかったということだと思いますが、それはそれでよろしいわけで、これから考えていただければ私はいいのかなというふうに思います。他の自治体も、先ほども言いましたように、やはりかなり多くのポータルサイトを持って情報発信しているというところですので、手数料はかかろうとも、やはりそういうあるものは、使えるものは積極的に使っていったほうがよりPRはできるのかなというふうに思います。

この注目したいところは、楽天サイト内で1サイトが90%を占めているというところなんです。大宗を占めているというところなのですが、令和5年度では遊佐町の米が、課長おっしゃいましたように、たまたま楽天サイトの中で遊佐の米が上位におりました。ですから、納税者は上から見ますから、大体見れば、おっ、遊佐が上にあるなど、では上にあるというのは売れるのだなと誰もがそう思います。それで、この売上げもその要因で伸びたというのは、本当にそれは理解できるわけなのですが、これは実は裏を返すと、仮に今後も楽天のシェアの大きいところに依存するとすれば、このサイト内で、では遊佐の米が10番、20番になったらどうなるのかということなのです。必ずしも上位にあるということはないわけで、これは聞くところによりますと、遊佐の米のサイトの中の順番がどこにあるかというのは別に保証されているわけではなくて、あるいはそのサイトの中で地域性だとか品目でいろいろ調整するのだそうです。なので、例えば酒田と遊佐と庄内町とか一緒にばんと出てくるようなことはなるべくしないというふうなところが調整されているというふうなところも所管のほうに伺ったところでもございまして、これが非常にいいときはいいのですが、一方でやはりそういう危険性があるのではないかなというふうに懸念されます。

昨日の行政報告で、今後ポータルサイトで情報発信を行っていきますというふうに言っておられましたけれども、このポータルサイトというのは現状はこういう形なのですが、どのような形でこのポータルサイトの情報発信、今言ったように課題はありますよね。それを踏まえた形でのことなのか、この情報発信をどのように行うという行政報告の内容なのか、その辺をお聞きしてよろしいでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

ポータルサイトの発信ということで、先ほど町のサイト、4サイトということでお話を、説明をさせて

いただいたところですが、実は今年度からさらにといいますか、ふるさとチョイスを運営しておりますトラストバンクさんがパートナー協定を締結している企業が運営するというサイト、そちらも利用できるということで、今年度最近ではありますが、au PAYのふるさと納税とセゾンふるさと納税というのも最近取扱いを始めたところでありました。今後ですけれども、さらに同じような形でJREふるさと納税というのも追加する予定となっておりますので、その時点では7つのサイトを使うというふうになっていきます。ただ、ポータルサイト増えたからといって、すぐ増えていくかというふうには思っておりませんので、少しでもただ選択を広げるという意味での拡張というふうに捉えていただければと思います。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） おっしゃるとおりだと思います。やはりそういった窓口を広げるということは、大変今の現状では必要なのかなというふうには思います。

もう一つ、このポータルサイト以外に他の自治体で行っているものがございますし、町のホームページから特設サイトに飛ぶような、そういうバナーを貼っているところもありますし、あとはトピックスというところからいろいろな返礼品へ飛ぶという、そういうホームページを構成している、そういうところは現実実績も非常にいい自治体でございます。県内でもそういった自治体実際ありますので、ぜひそういったホームページ見ていただくと、特設サイトにばんと飛んで、そこでもう欲しくなるようなものがどんどん出ている。遊佐町は、クリックしますと小難しい規則だ何だというのはいっぱい書いてありますが、あまり魅力を引くようなものはないように思われますので、もし私の見落としであればいいですが、その辺は検討いただければというふうに思います。そういったところをお願いしたいというところです。

ちょっと辛口の質問ですが、課長と雑談したときに、遊佐のホームページはふるさと納税の人は見ないなという、これは辛口の私の質問ですが、差し支えなかったら、冗談だったら冗談でよかったのですが、その辺いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 基本的に現状のふるさと納税の制度でありますけれども、議員の皆様もされている方いらっしゃるかと思います。その自治体から入っていくというよりも、やはり物品から入っていく、欲しいものから入っていくというのが普通かと思います。現状のふるさと納税の制度とか、サイトのつくりからしますと。そういうところでいうと、今議員おっしゃられるように、町のホームページにふるさと納税に特設的なサイトというのではないわけですが、今後町では来年度、たしか来年度だと思いますが、ホームページの更新というところも検討しているようですので、議員おっしゃられるとおり、いろんな情報というところでも町もそういうところも検討もしていきたいかなというふうには思っているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。ぜひともそういったサイトにつながるようなホームページを作ることも今の時代必要ではないかなというふうに思います。

少し時間がなくなりましたので、実は共同宣言が締結されまして、今町の6次産業化というのが進めら

れているわけで、このふるさと納税も行く行くはそういったところでリンクしたいなというふうに多分町でも考えているところだと思いますが、まず米に頼らない、先ほど来ありましたように九十何%も米であるというところが、やはり米の作柄でふるさと納税全体に影響してしまうというところをリカバリーするためには、結論から言うと、やはりこういったところもしてほしいというところなのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、現在の米頼みといいますか、94%米というような状況の中では、米が作柄悪ければという影響が多だと思っておりますので、先ほど町長答弁にもありましたけれども、今回の10月定例会の補正予算に水の製造というプロジェクトの補正もお願いをしているところでありますけれども、やはり今後水も絡めてブランド化というところに努めて、複合的な組み合わせとかでふるさと納税の商品にもなれば、いろいろ幅が広がってきていいのかなというふうに思っておりますので、6次産業化も含めてブランド事業と絡めながら、いろいろと新しい商品開発にも努めていき、ふるさと納税の商品の充実化に努めていきたいというふうには思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 情報発信あるいは6次産業化というところで前向きなお話いただきましたので、先ほどの情報発信の部分に少し戻りますが、遊佐町の基幹産業を発展させるために、所管である産業課において、ブランド事業あるいはふるさと納税事業などは専門に情報を発信する、そういうものが必要であろうというふうに思います。どこの部署においても忙しい中ではございますが、一番やらなければいけない部分の一つには、やはりこういった町の情報発信というところが必要だと思います。例えばこれが定住促進と連携するとか、あるいは各課を横断した取組ができるような、そういった対策にもつなげていただければありがたいというふうに思いますが、この質問の最後の質問になりますが、町長の所見をお願いしたいというふうに思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 情報発信につきましては、これから本当に遊佐町のいいところを発信していかなければならないと思っております。ただ、産業課で特別に情報発信のセクションを設けるとかいうことではなく、今いる職員または地域おこし協力隊の方たち、またはとにかく少数精鋭でやっているというところはあるのですが、なお今のいろんな提案をお聞きしていて思ったことが、まだここは力を入れれるとか、そういうところをまずは工夫しながら取り組んでいきたいと思っております。今回本当に渋谷議員におかれましては、遊佐町の未来ということをお考えいただいて、ホームページもそうですが、これから町が持っている大切な米のブランドを、またほかのブランドもそうですけれども、どうやってもっともっと全国に知らしめていくかというところを考えさせられました。共感するところもいっぱいございましたが、ただすぐにこれをやると今は言い切ることができないというところもございます。まずは、水害対策もしっかりやって、そして町民の皆様の暮らし、安全を守った上で、さらなる町の発展を推進していけるようにしていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。ぜひ検討を重ねて、産業界の期待に沿えるような、そういった部署というか、そういう担当も置いていただきたい、このようなところでございます。

続いて、行政相談について総務課にお伺いしたいところですが、冒頭町長からも答弁いただきましたので、1つだけお聞きしたいところですが、寄せられたこの事案については通常所管の担当で対応しているという、そういう内容でございましたが、参考までに内閣府が公表した体制整備のたたき台というのがありまして、町に求められるというところが記載ございまして、それを見てもみると、地域住民にとって身近な場所であること、自治体が、専門的な相談が受けられることに加えて、地域住民の相談内容を把握して、他部門とも連携しつつ、地域の消費者行政に生かしていくことなどとしている記載がございました。ここで触れたいのは、この相談内容、他部門と連携して地域消費行政に限らず、町の行政全般に必要なかなというふうに思います。思うことは、小さなことでも扱いによっては後に大きな事案に広がることや、もしかしたら市町村間の連携によって知見を共有するようなことも可能ではないかなというふうに思うこともあります。双方の課題解決策につなげる上でも必要ではないかなというふうに、この情報共有というのは思うところでございます。これを踏まえて、課長会議での情報共有あるいは町長、副町長への報告というのは、実態としてどのように行われているのかお伺いいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今のご質問でございますけれども、課長会議での情報共有はどのように行われているかということで、あと町長の決裁も含めて、まず壇上の答弁でも申し上げましたけれども、課長会議等も含めて寄せられたご意見とかいろいろあるわけなのですけれども、情報共有できる部分は情報共有する場合もございますけれども、やはり個人情報絡む関係もあったりして、非常に情報共有する上で難しい状況はあるのかなと考えております。先ほど行政相談だとか、心配ごと相談だとか、いろいろ寄せられる情報があったりする場合があるわけなのですけれども、ほかに広報ゆぎのホットラインのはがきとかございますし、あと区長の皆様や議員の皆様からを通じての町民の方からの問合せがあったりする場合もありますけれども、ちなみに広報のホットラインのはがきについては、基本的には町長決裁ということでしておりますし、物によっては役場全体で共有する場合もございます。ただ、個人番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入されてから、やっぱり個人番号が絡むような特定個人情報であるのですけれども、そういった個人番号が絡むような特定個人情報に関する業務については、システムにより厳しく管理されているところもあって、役場内での個人情報の共有が簡単にできないような状況になっております。まず、このような状況にあるものですから、今のところ課長会議で情報共有をするというよりも、個人情報が絡まなければ共有してもいいのかなという感じもするのですが、これまでのやり方でできる限り町民の方に寄り添いながらやっていくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ご説明のとおり、この個人情報の保護あるいは守秘義務の遵守は大前提であります。これは、どこの世界にもあります。しかし、細かいことでも、できないことは申し上げておりません。可能な限りの情報共有ということは必要ではないかなというふうに申し上げてございます。たらい回しの

防止、あるいは部署を超えて事業に関わる全ての人が同じ方向を向けるような、部署が違うから関係ないということではなくて、そういう方はいないわけですが、さらに同じ方向を向けるように、このようになるためにもこういった場で情報共有をしてもらうのも一つかなというふうに思います。ひいては、議員へのフィードバック機能も必要な場合もございます。こういったところを踏まえまして、よりよい町になることをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて5番、渋谷敏議員の一般質問は終わります。

これにて一般質問は全員終了しました。

次に、日程第2から日程第8まで、議第63号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてのほか各会計補正予算5件、事件案件1件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君） 議第63号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認につきまして。本案につきましては、10月15日公示予定の衆議院議員総選挙の執行のため、補正予算編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に1,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を124億2,300万円としたものであります。

歳入について申し上げますと、地方交付税で135万8,000円、県支出金で864万2,000円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で1,000万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出については、総額1,000万円の増額で、全額選挙執行費に対応するものでございます。

議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）。本案につきましては、令和5年度の一般会計において繰越金の額が確定したこと、7月25日発生の大雨災害による被害発生を受け実施する災害復旧及び被災者支援の対応、さらには当初予算編成後の各事業の進捗状況を勘案しながら、その緊急性や実効性などについて調整、検討した結果、歳入歳出予算の総額に8億2,800万円を増額し、歳入歳出予算の総額を132億5,100万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、地方交付税で9,512万円、分担金及び負担金で2万8,000円、国庫支出金で2,192万5,000円、県支出金で8,534万4,000円、寄附金で1億円、繰入金で2億2,187万2,000円、繰越金で2億8,611万1,000円、町債で1,760万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で8億2,800万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出については、総務費で5億1,177万5,000円、民生費で4,215万9,000円、衛生費では1,620万3,000円、農林水産業費では1,134万2,000円、商工費では3,926万2,000円、土木費では1億7,154万2,000円、消防費では168万円、教育費では2,803万7,000円、災害復旧費で600万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で8億2,800万円を増額計上するものであります。

議第65号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、介護給付費及び地域支援事業による国庫、県支出金及び一般会計への過年度精算に伴う交付金などの返還及び包括支援センター委託料の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億9,300万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、保険料で190万円、国庫支出金で231万1,000円、県支出金では115万5,000円、一般会計繰入金では137万8,000円、前年度繰越金で6,925万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で22万3,000円、地域支援事業費では600万3,000円、諸支出金で6,977万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

議第66号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、繰越金、諸支出金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ85万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4,585万円とするもので、歳入について申し上げますと、繰越金で85万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、諸支出金で85万円を増額するものであります。

議第67号 令和6年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）。本案につきましては、令和6年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的収入について、営業外収益の負担金で500万円を増額し、水道事業収益予定額を3億8,960万2,000円とし、収益的支出について、営業費用の取水配水給水費で957万円を増額、総係費で22万円を減額し、水道事業費用予定額を3億9,377万8,000円とするものであります。

議第68号 令和6年度遊佐町下水道事業会計補正予算（第1号）。本案につきましては、令和6年度下水道事業会計予算における第3条に定めた収益的収入については、長期前受金戻入で3,320万円を増額し、予定額を7億392万7,000円とするものであります。これに対する収益的支出については、特別損失で100万円を増額し、予定額を6億6,577万1,000円とするものであります。

また、第4条に定めた資本的収入については、企業債で960万円を増額、国庫補助金で960万円を増額し、予定額を3億6,785万円とするものであります。

これに対する資本的支出については、建設改良費を1,925万円増額し、予定額を5億5,155万円とするものであります。さらに、令和6年度より下水道事業について、地方公営企業法の規定を全部適用したことに伴い、予定開始貸借対照表が確定したため、特例的収入で754万3,000円を減額、特定の支出で628万1,000円を増額し、特例的収支を2,022万7,000円及び5,531万1,000円とするものであります。

議第75号 令和5年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について。本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、水道事業会計における剰余金の処分を行うため提案するものであります。

以上、専決処分案件1件、補正予算案件5件、事件案件1件についてご説明申し上げさせていただきました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明させていただきますので、議員の皆様、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

これで終わります。

議長（高橋冠治君） 次に、日程第9、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計等補正予算4件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の駒井江美子議員、同副委員長に本間知広議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に駒井江美子議員、同副委員長に本間知広議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時19分）